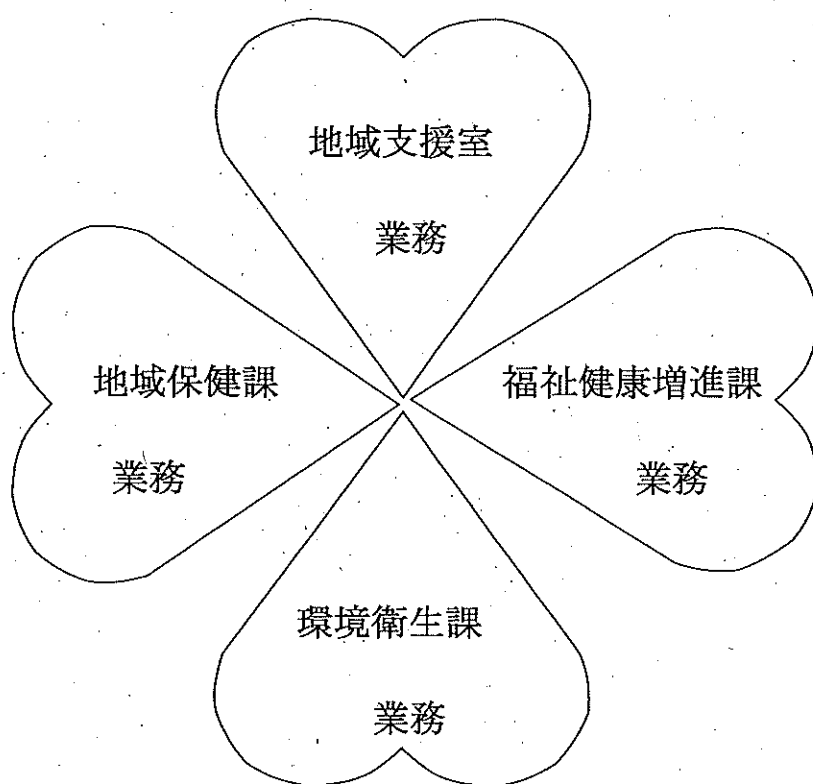


# 事業概要



令和5年1月

福井県坂井健康福祉センター

# 目 次

I	坂井健康福祉センターの概要	1
II	事業の概要	
1	人口静態・動態	5
2	医務	8
3	薬務	9
4	民生委員児童委員、主任児童委員の活動	11
5	児童の福祉	12
6	障がい者（児）の福祉	14
7	女性の福祉	15
8	生活習慣病・がん予防対策	16
9	精神保健福祉	18
10	母子保健	22
11	歯科保健	24
12	栄養改善・健康増進	25
13	難病対策	28
14	地域保健業務	30
15	感染症対策	34
15-2	結核予防	36
16	食品衛生	38
17	狂犬病予防	40
18	動物愛護	40
19	生活衛生	41
20	廃棄物対策	42
21	公害防止	43
III	資料	
●	協議会名簿	46
9	精神保健福祉	47
10	母子保健	48
12	栄養改善・健康増進	49
13	難病対策	51
15-2	結核予防	57
16	食品衛生	59
18	動物愛護	60
19	生活衛生	61
20	廃棄物対策	63
21	公害防止	64

(※「III 資料」の項目番号は、「II 事業の概要」の項目番号と一致)

# I 坂井健康福祉センターの概要

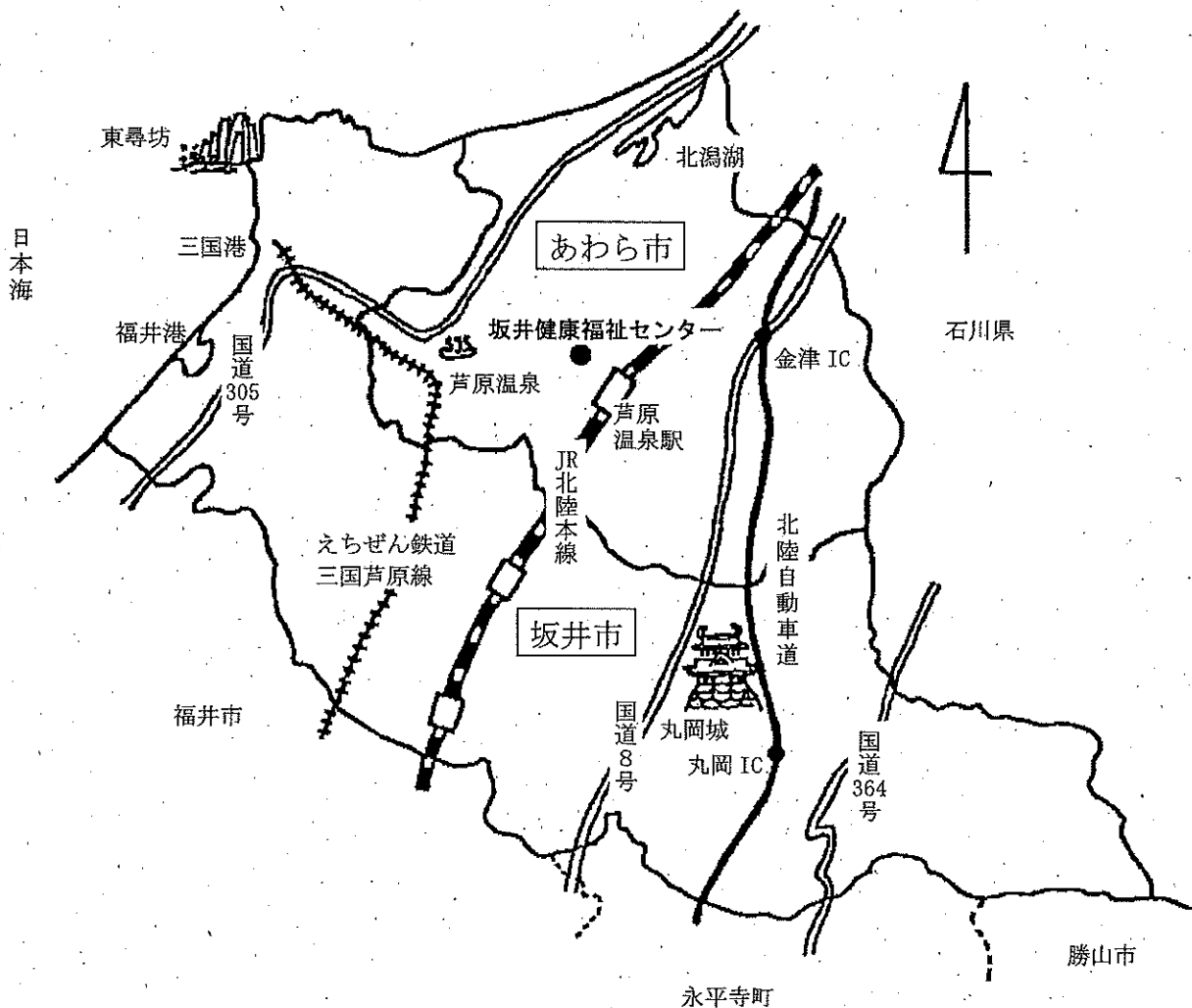
## 1 沿革

保健所		福祉事務所	
昭和20年 5月	三国警察署金津部長派出所の2階一室を借り受けて発足、課制なし、職員6名、管内区域4町17村		
昭和21年 8月	金津東に独立庁舎を新築		
昭和24年 3月	保健所の統廃合により森田保健所を廃止し、その管轄区域中春江町磯部村を当所管内に編入		
昭和24年10月	鶴保健所を廃止し、その管轄区域を当所管内に編入、管内区域5町26村		
昭和25年 4月	機構改革により総務課、保健予防課を置く 定員43名 金津保健所鶴出張所を設置	昭和26年	三国町平木、坂井地方事務所に民生課を新設
昭和27年 9月	金津優生保護相談所を併設	昭和31年 2月	坂井地方事務所の名称が坂井事務所となる 課の名称変更(福祉課)
昭和28年 3月	金津町六日に庁舎を移転	昭和37年 7月	坂井事務所より分離し、坂井福祉事務所となる 民生課、保護課を置く
昭和34年 6月	衛生課新設		
昭和42年 5月	川西町の福井市編入により鶴出張所を福井保健所へ移管		
昭和46年 5月	現庁舎へ移転	平成元年 5月	三国町水居に建設された坂井合同庁舎に移転
平成 8年 9月	金津優生保護相談所を廃止	平成 9年 4月	課の名称変更 (地域福祉課、保護課)
平成 9年 4月	課の名称変更 (総務課、生活衛生課、健康増進課)		
平成10年 4月	福祉保健推進室を新設		
平成12年4月1日	機構改革により坂井福祉事務所と金津保健所を組織統合し、坂井健康福祉センターを設置 (地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課) 法令等により用いる時の保健所の名称を、坂井保健所に変更		
平成18年4月1日	機構改革により福祉課と健康増進課を統合し福祉保健課を設置		
平成22年4月1日	機構改革により地域保健課を新設し、福祉保健課を福祉健康増進課へ課名変更		

## 2 坂井健康福祉センターの概況

- (1) 所管市町村 2市(あわら市、坂井市)を所管している。
- (2) 面積・人口 令和4年3月1日現在、管内人口は116,944人で県全体の757,039人に対して約15.4%を占めている。  
管内面積は、326.65k㎡で県全体の4,190.52k㎡に対して約7.8%を占めている。
- (3) 産 業 管内面積のうち田畑が約31%を占め、坂井平野は県内有数の穀倉地帯となっている。また、北部丘陵地帯では野菜や果樹の栽培、畜産業が盛んである。一方南部には繊維産業が集積し、北西部では芦原温泉、東尋坊などの観光地がある。また、南西部海岸沿いは県内最大の工業団地「テクノポート福井」、南東部福井寄りに情報産業集積団地「ソフトパークふくい」があり、県内外から多くの企業が進出している。現在、令和6年春に予定している新幹線の開業に向けて、管内各所で工事が進められている。

(4) 管内略図



(5) 管内の市別人口、面積

町名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総数	男	女	
あわら市	116.98	9,946	27,142	12,920	14,222	232.02
坂井市	209.67	31,305	87,698	42,327	45,371	418.26
管内計	326.65	41,251	114,840	55,247	59,593	351.57
福井県	4,190.52	293,092	760,209	371,049	389,160	181.41

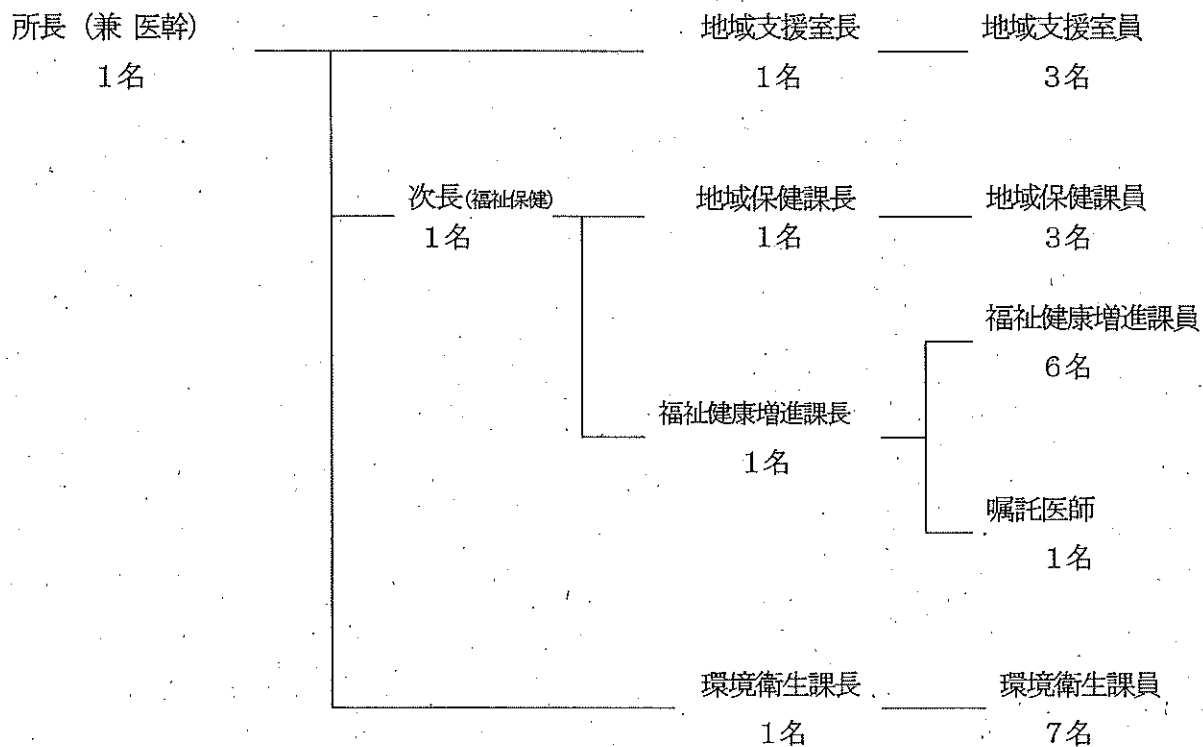
人口：「福井県の人口と世帯」(R3.10.1現在) 県統計情報課

面積：「全国都道府県市区町村別面積調」(R3.10.1現在)

国土交通省国土地理院

### 3 組織

(R4.4.1 現在)



### 4 職員職種別内訳

(R4.4.1 現在)

課別 種別	所長 (兼 医幹)	次長	地域支援室	地域保健課	福祉健康 増進課	環境衛生課	計
医師	1						1
一般事務			3		2	1	6
検査技師							
獣医師						1	1
薬剤師			1			2	3
栄養士					1		1
化学						4	4
保健師		1		4	3		8
嘱託医師					1		1
合計	1	1	4	4	7	8	26

## 5 事務分掌

地域 支 援 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務に関すること</li> <li>・ 予算の執行管理に関すること</li> <li>・ 庁舎、備品の維持管理に関すること</li> <li>・ 健康福祉センター運営協議会に関すること</li> <li>・ 医療法、医師法、保健師助産師看護師法等の施行に関すること</li> <li>・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 臓器移植、骨髄バンク、献血運動の推進に関すること</li> <li>・ 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法の施行に関すること</li> <li>・ 薬物乱用防止の啓発等に関すること</li> </ul>
地域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機管理に関すること</li> <li>・ 地域における福祉、保健、医療、環境の総合的な企画調整に関すること</li> <li>・ 感染症法に関すること</li> <li>・ 結核対策に関すること</li> <li>・ 肝炎治療特別促進事業に関すること</li> <li>・ 石綿健康相談等に関すること</li> <li>・ 医療政策・介護保険に関すること</li> <li>・ エイズ相談、B・C型肝炎検査に関すること</li> <li>・ 地域保健等関係職員研修の企画・実施に関すること</li> <li>・ 地域における福祉・保健・医療の統計および調査、人口動態統計に関すること</li> </ul>
福祉 健 康 増 進 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童および身体障がい者の福祉に関すること</li> <li>・ 民生委員および児童委員の委嘱・解嘱に関すること</li> <li>・ 社会福祉事業の振興に関すること</li> <li>・ 福井県福祉のまちづくり条例の施行に関すること</li> <li>・ 女性相談および配偶者暴力被害者相談支援センターに関すること</li> <li>・ 歯科保健に関すること</li> <li>・ 健康づくり、健康増進法の施行に関すること</li> <li>・ 栄養関係業務に関すること</li> <li>・ 難病対策に関すること</li> <li>・ 母子保健に関すること</li> <li>・ 精神保健および精神障がい者の福祉に関すること</li> </ul>
環 境 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法、福井県食品衛生条例の施行に関すること</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福井県動物の愛護および管理に関する条例の施行に関すること</li> <li>・ 調理師法、製菓衛生師法の施行に関すること</li> <li>・ 水道法、浄化槽法の施行に関すること</li> <li>・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法の施行に関すること</li> <li>・ クリーニング業法、理容師法、美容師法の施行に関すること</li> <li>・ 公害関係法令の施行に関すること</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に関すること</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること</li> <li>・ ごみ減量化・リサイクルの推進に関すること</li> </ul>

## II 事業の概要

### 1 人口静態・動態

#### (1) 人口静態

##### <管内人口の推移>

(各年10月1日現在)

	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
S55	794,354	384,269	410,085	106,958	51,121	55,837	30,975	14,596	16,379	75,983	36,525	39,458
S60	817,633	397,115	420,518	112,537	53,791	58,746	31,830	15,016	16,814	80,707	38,775	41,932
H 2	823,585	400,391	423,194	115,115	55,037	60,078	31,743	14,885	16,858	83,372	40,152	43,220
H 7	826,996	401,860	425,136	119,302	57,116	62,186	32,432	15,174	17,258	86,870	41,942	44,928
H12	828,944	402,367	426,577	123,351	59,044	64,307	32,178	15,072	17,106	91,173	43,972	47,201
H17	821,592	397,271	424,321	123,399	58,847	64,552	31,081	14,498	16,583	92,318	44,349	47,969
H22	806,314	389,712	416,602	121,889	58,316	63,573	29,989	14,081	15,908	91,900	44,235	47,665
H27	786,740	381,474	405,266	119,009	57,081	61,928	28,729	13,555	15,174	90,280	43,526	46,754
*H28	782,232	379,430	402,802	118,374	56,738	61,636	28,389	13,380	15,009	89,985	43,358	46,627
*H29	778,329	377,757	400,572	117,914	56,513	61,401	28,159	13,268	14,891	89,755	43,245	46,510
*H30	773,731	375,790	397,941	117,183	56,171	61,012	27,880	13,153	14,727	89,303	43,018	46,285
*R 1	767,742	373,136	394,606	116,372	55,842	60,530	27,577	13,033	14,544	88,795	42,809	45,986
*R 2	762,679	371,196	391,483	115,447	55,477	59,970	27,271	12,926	14,345	88,176	42,551	45,625
*R 3	760,209	371,049	389,160	114,840	55,247	59,593	27,142	12,920	14,222	87,698	42,327	45,371

##### <管内人口増減数および増減率>

(各年10月1日現在)

	福井県				管内計				あわら市				坂井市			
	人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		人口 総数	前回調査時 との増減		
		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)	
S55	794,354	20,740	2.68	106,958	4,547	4.44	30,975	738	2.44	75,983	3,809	5.28				
S60	817,633	23,279	2.93	112,537	5,579	5.22	31,830	855	2.76	80,707	4,724	6.22				
H 2	823,585	5,952	0.73	115,115	2,578	2.29	31,743	△87	△0.27	83,372	2,665	3.30				
H 7	826,996	3,411	0.41	119,302	4,187	3.64	32,432	689	2.17	86,870	3,498	4.20				
H12	828,944	1,948	0.24	123,351	4,049	3.39	32,178	△254	△0.78	91,173	4,303	4.95				
H17	821,592	△7,352	△0.89	123,399	48	0.04	31,081	△1,097	△3.41	92,318	1,145	1.26				
H22	806,314	△15,278	△1.86	121,889	△1,510	△1.22	29,989	△1,092	△3.51	91,900	△418	△0.45				
H27	786,740	△19,574	△2.43	119,009	△2,880	△2.36	28,729	△1,260	△4.20	90,280	△1,620	△1.76				
*H28	782,232	△4,508	△0.57	118,374	△635	△0.53	28,389	△340	△1.18	89,985	△295	△0.33				
*H29	778,329	△3,903	△0.50	117,914	△460	△0.39	28,159	△230	△0.81	89,755	△230	△0.26				
*H30	773,731	△4,598	△0.59	117,183	△731	△0.62	27,880	△279	△0.99	89,303	△452	△0.50				
*R 1	767,742	△5,989	△0.77	116,372	△811	△0.69	27,577	△303	△1.09	88,795	△508	△0.57				
*R 2	762,679	△5,063	△0.66	115,447	△925	△0.79	27,271	△306	△1.11	88,176	△619	△0.70				
*R 3	760,209	△2,470	△0.32	114,840	△607	△0.53	27,142	△129	△0.47	87,698	△478	△0.54				

1. \*は「福井県の推計人口」、その他は国勢調査人口
2. あわら市、坂井市の合併前のデータについては、旧町の合算

$$3. \text{人口増減率}(\%) = \frac{\text{人口増減数}}{\text{前回調査人口}} \times 100$$

<年齢階級別人口構成>

(令和3年10月1日現在)

年齢別	福井県			管内計			あわら市			坂井市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	760,209	371,049	389,160	114,840	55,247	59,593	27,142	12,920	14,222	87,698	42,327	45,371
0～4	27,287	13,977	13,310	3,900	1,980	1,920	844	413	431	3,056	1,567	1,489
5～9	31,345	16,166	15,179	4,843	2,457	2,386	994	502	492	3,849	1,955	1,894
10～14	34,901	17,905	16,996	5,427	2,778	2,649	1,073	539	534	4,354	2,239	2,115
15～19	36,149	18,768	17,381	5,574	2,868	2,706	1,119	574	545	4,455	2,294	2,161
20～24	29,950	15,981	13,969	4,737	2,334	2,403	955	481	474	3,782	1,853	1,929
25～29	33,084	17,453	15,631	4,905	2,556	2,349	1,116	589	527	3,789	1,967	1,822
30～34	36,071	18,580	17,491	5,235	2,662	2,573	1,246	641	605	3,989	2,021	1,968
35～39	40,933	20,874	20,059	6,111	3,062	3,049	1,396	712	684	4,715	2,350	2,365
40～44	46,299	23,759	22,540	6,781	3,462	3,319	1,466	768	698	5,315	2,694	2,621
45～49	55,232	28,124	27,108	8,587	4,305	4,282	1,810	908	902	6,777	3,397	3,380
50～54	51,114	25,626	25,488	7,953	3,909	4,044	1,755	859	896	6,198	3,050	3,148
55～59	46,137	22,901	23,236	7,318	3,566	3,752	1,809	875	934	5,509	2,691	2,818
60～64	47,773	23,460	24,313	7,397	3,571	3,826	1,898	911	987	5,499	2,660	2,839
65～69	50,857	24,685	26,172	7,848	3,794	4,054	2,082	995	1,087	5,766	2,799	2,967
70～74	62,920	30,249	32,671	9,690	4,645	5,045	2,582	1,250	1,332	7,108	3,395	3,713
75～79	39,918	17,986	21,932	5,929	2,739	3,190	1,545	724	821	4,384	2,015	2,369
80～84	33,482	13,871	19,611	4,913	2,022	2,891	1,290	483	807	3,623	1,539	2,084
85～89	26,788	9,384	17,404	3,883	1,325	2,558	1,044	337	707	2,839	988	1,851
90歳以上	19,318	4,950	14,368	2,680	653	2,027	800	185	615	1,880	468	1,412
不詳	10,651	6,350	4,301	1,129	559	570	318	174	144	811	385	426
(再掲)												
15歳未満	93,533	364,699	45,485	14,170	7,215	6,955	2,911	1,454	14,078	11,259	41,942	5,498
15～64歳	422,742	215,526	207,216	64,598	32,295	32,303	14,570	7,318	7,252	50,028	24,977	25,051
65歳以上	233,283	101,125	132,158	34,943	15,178	19,765	9,343	3,974	5,369	25,600	11,204	14,396
65～74歳	113,777	54,934	58,843	17,538	8,439	9,099	4,664	2,245	2,419	12,874	6,194	6,680
75歳以上	119,506	46,191	73,315	17,405	6,739	10,666	4,679	1,729	2,950	12,726	5,010	7,716
年齢別割合(%)												
15歳未満	12.3%	98.3%	11.7%	12.3%	13.1%	11.7%	10.7%	11.3%	99.0%	12.8%	99.1%	12.1%
15～64歳	55.6%	58.1%	53.2%	56.3%	58.5%	54.2%	53.7%	56.6%	51.0%	57.0%	59.0%	55.2%
65歳以上	30.7%	27.3%	34.0%	30.4%	27.5%	33.2%	34.4%	30.8%	37.8%	29.2%	26.5%	31.7%
65～74歳	15.0%	14.8%	15.1%	15.3%	15.3%	15.3%	17.2%	17.4%	17.0%	14.7%	14.6%	14.7%
75歳以上	15.7%	12.4%	18.8%	15.2%	12.2%	17.9%	17.2%	13.4%	20.7%	14.5%	11.8%	17.0%
従属人口指数	77.3	216.1	85.7	76.0	69.3	82.7	84.1	74.2	268.2	73.7	212.8	79.4
老年化指数	249.4	27.7	290.6	246.6	210.4	284.2	321.0	273.3	38.1	227.4	26.7	261.8

1. 県統計情報課「福井県の推計人口」より

$$2. \text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口 (0～14歳)} + \text{老年人口 (65歳～)}}{\text{生産年齢人口 (15～64歳)}} \times 100$$

$$3. \text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口 (65歳～)}}{\text{年少人口 (0～14歳)}} \times 100$$



(2) 人口動態

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚および死産の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため作成されるものである。

<人口動態の概況>

(令和2年)

		福井県	管内計	あわら市	坂井市
人 口	数	749,297	113,552	26,821	86,731
出 生	数	5,313	727	159	568
	率 (人口千対)	7.09	6.40	5.93	6.55
死 亡	数	9,286	1,352	381	971
	率 (人口千対)	12.39	11.91	14.21	11.20
乳児死亡	数	24	2	-	2
	率 (出生千対)	4.52	2.75	-	3.52
新生児死亡	数	14	2	-	2
	率 (出生千対)	2.64	2.75	-	3.52
死 産	数	93	13	2	11
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	17.20	17.57	12.42	19.00
自然死産	数	50	6	1	5
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	9.25	8.11	6.21	8.64
人工死産	数	43	7	1	6
	率 (出産 <sup>1)</sup> 千対)	7.95	9.46	6.21	10.36
周産期死亡	数	22	2	1	1
	率 (出産 <sup>2)</sup> 千対)	4.12	2.74	6.25	1.76
婚 姻	数	3,029	408	91	317
	率 (人口千対)	4.04	3.59	3.39	3.65
離 婚	数	1,052	153	33	120
	率 (人口千対)	1.40	1.35	1.23	1.38

1. 人口は「福井県の推計人口」(令和2年10月1日現在)の人口総数から外国人数を除いた数。

2. 人口動態統計は、市町村長が人口動態調査令に基づき、戸籍法による届出およびその他の関係書類から作成した人口動態調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)のうち、日本における日本人について分類集計したもの。

3. 出産<sup>1)</sup>とは、出生数に死産数を加えたもの。

4. 出産<sup>2)</sup>とは、出生数に妊娠満22週以後の死産数(周産期死亡数)を加えたもの。

## 2 医 務

### (1) 医療関係施設数

(R4. 3. 31 現在)

種 別		市				
		あわら市	坂井市	管内計		
施設数	病 院	3	4	7		
	診 療 所	18	48	66		
	歯科診療所	8	26	34		
病床数	総 数		345	346	691	
	病 院	一 般	345	316	661	
		療 養	—	30	30	
	診療所	総 数		—	55	55
		一 般	—	43	43	
		療 養	—	12	12	

### (2) 医療従事者数 (就業地)

(R2. 12. 31 現在)

種別	あわら市	坂井市	管内計
医 師	41	75	116
歯科医師	15	33	48
薬 剤 師	50	128	178
保 健 師	22	37	59
助 産 師	3	5	8
看 護 師	241	464	705
准看護師	78	216	294

※医療従事者調査 (隔年実施) より

### (3) 医療監視

適正な医療を確保するため、病院などの医療施設について立入検査を実施し、医師の勤務実態を中心とした人的構成、構造設備、管理体制および防災対策等の監視を行っている。

(令和3年度病院医療監視件数 7件)

### (4) 原子爆弾被爆者の健康管理

管内の原子爆弾被爆者は13名 (R4. 3. 31 現在) であり、医療特別手当を1名に、健康管理手当を11名に、保健手当を1名に支給している。

また、被爆者の健康管理のため、健康診断 (一般検査、必要に応じ精密検査) を年2回、がん検査を年1回実施し、被爆者二世に対しても健康診断を年1回実施している。

<令和3年度健康診断受診者数>

(人)

	一 般 検 査	精 密 検 査	が ん 検 査	被 爆 者 二 世 健 診
上 期	4	0	2	1
下 期	5	0		

### 3 薬 務

#### (1) 薬事監視

医薬品の有効性及び安全性を確保するため、医薬品製造業者については、GMPによる構造設備、製造管理、品質管理の状況等を重点的に監視指導している。販売業者については、有資格者による実地の管理、適正な使用のために必要な情報提供、医薬品の適正な保管管理および取扱い等に重点をおいた監視指導を実施している。

毒物劇物営業者等については、毒物劇物の適正な保管管理、危害防止対策等に重点をおいた監視指導を実施している。

#### (2) 薬事関係施設数

< 医薬品医療機器法関係施設数 >

(R4. 3. 31 現在)

業 種		あ  わ  ら  市	坂  井  市	管  内  計	
薬	局	6	33	39	
医薬品販売業	店 舗	7	28	35	
	薬 種 商	—	1	1	
	卸 売	4	3	7	
医療機器販売業	高度管理医療機器販売・貸与	6	24	30	
	管理医療機器販売・貸与	53	154	207	
再生医療等製品販売業		—	1	1	
医療機器修理業		—	1	1	
医薬品等製造販売業	薬 局 医 薬 品	—	1	1	
	医 薬 品	第 1 種	1	—	1
		第 2 種	1	1	2
	医 薬 部 外 品		—	2	2
	化 粧 品		1	3	4
	医 療 機 器		—	1	1
医薬品等製造業	薬 局 医 薬 品	—	1	1	
	医 薬 品		2	4	6
	医 薬 部 外 品		—	2	2
	化 粧 品		1	8	9
	医 療 機 器		2	3	5
計		84	271	355	

<毒物及び劇物取締法関係施設数>

(R4.3.31 現在)

業 種	市		あわらし市	坂井市	管内計
	一 般				
毒 劇 物 販 売 業	一 般		5	28	33
	農 業 用 品 目		4	14	18
	特 定 品 目		—	1	1
毒 劇 物 製 造 業	知 事		—	11	11
業 務 上 取 扱 者	め っ き		—	1	1
	運 送		1	1	2
計			11	55	66

(3) 麻薬・覚醒剤等について

近年の麻薬・覚醒剤等の違法薬物を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、乱用者層の低年齢化が懸念されている。このため、福井県薬物乱用防止指導員坂井地区協議会の協力を得て、地域・職域における薬物乱用防止啓発活動の実施および高等学校・中学校では薬物乱用防止教室を開催している。

(4) 献血事業

県内および管内の移動献血車による献血状況は次のとおりである。血液需要が増加したことに対応するため、献血者の確保に努めた結果、県内の医療機関からの血液製剤供給要請に対して、全て県内の献血で確保することができている。

近年、血小板製剤および400mL赤血球製剤の需要が増大していることから、成分献血、400mL献血の推進を図るとともに若年層の献血や年複数回献血者の拡大を重要な課題として普及啓発に取り組んでいる。

(令和3年度)

区分	献血者 確保 計画数 (人)	稼働 日数	献 血 者 数 (人)			400mL 献血の占 める割合
			400mL 献血	200mL 献血	計	
市町						
あわらし市	336	5.5	179	3	182	98.4%
坂井市	1,104	19.5	743	17	760	97.8%
管内計	1,776	25.0	922	20	942	97.9%
県(移動献血車)	15,650	358.0	15,206	646	15,852	95.9%

(5) 骨髄バンク登録

骨髄移植は、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の治療法として行われている。

骨髄移植を成功させるためには、患者と提供者との間で白血球の型が一致しなければならないが、一致する確率は兄弟姉妹で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人とまれであるため、多くの提供者を募る必要がある。

このため、公益財団法人 骨髄移植推進財団が中心となり、広く一般の方々に善意の骨髄提供を呼びかける「骨髄バンク事業」が行われている。健康福祉センターにおいても、移動献血会場におけるドナー登録会のほか、予約による骨髄提供登録受付業務を行っている。また、10月の骨髄バンク推進月間を中心に啓発用ポスターを配布する等普及啓発を図っている。

#### 4 民生委員児童委員、主任児童委員の活動

民生委員児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉向上のため「福祉の実践者・協力者」として活躍している。

管内には232人の民生委員児童委員が身近な福祉の相談役として活動している。

また、主任児童委員（15人）は児童福祉に関する事項を専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員協議会の事業の計画、実施に対する援助等の業務を行っている。

<民生委員児童委員、主任児童委員数>

(R4.4.1現在)

区分	市名	あわら市	坂井市	管内計
民生委員児童委員		56	176	232
主任児童委員		4	11	15
計		60	187	247

<民生委員児童委員、主任児童委員相談指導内容>

(令和3年度)

区分	市名	あわら市	坂井市	管内計
在宅福祉		106	185	291
介護保険		38	60	98
健康・保健医療		112	189	301
子育て・母子保健		23	28	51
子供の地域生活		69	359	428
子供の教育・学校生活		72	248	320
生活費		33	23	56
年金・保険		15	1	16
仕事		9	15	24
家族関係		42	76	118
住居		7	30	37
生活環境		82	192	274
日常的な支援		581	1,733	2,314
その他		162	800	962
計		1,351	3,939	5,290

## 5 児童の福祉

### (1) 子育て支援

県では、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定した。平成27年度からの「第3次福井県元気な子ども・子育て応援計画」では、3人目以降の子どもの保育所・幼稚園の保育料等の無料化の対象年齢を所得制限なく就学前までに拡大する等の「新ふくい3人っ子応援プロジェクト」を展開するなど、家庭・地域の子育て支援を強化している。

#### ① 保育所・幼保園(保育部)・こども園の設置状況

(R4.4.1現在)

項目	市名 類型	あわらし市				坂井市					管内計	
		保育所	幼保園	こども園	保育施設 小規模	小計	保育所	幼保園	こども園	保育施設 小規模		小計
施設数		-	-	12	-	12	9	11	12	1	33	45
定員		-	-	903	-	903	980	1,350	1,470	18	3,818	4,721
在籍児童数		-	-	814	-	814	865	880	1,293	13	3,051	3,865

#### ② まちなかキッズルーム

公共施設や民間の商業施設にて、授乳やおむつ交換が出来る場所を整備 (R4.4.1現在)

設置市	施設名
あわらし市	セントピアあわら、坂井健康福祉センター、新田塚スイミングスクールあわら、クスリのアオキ(芦原店、金津店)、バロー(金津店)、ドコモショップ(金津店)、金津創作の森、子育て支援センター、金津図書館、あわらし市役所、保健センター、芦原温泉駅
坂井市	越前松島水族館、海浜自然公園、福井県越前三国オートキャンプ場、芝政ワールド、テクノポート福井総合公園、センチュリオンホテルリゾート&スパ、三国温泉ゆあぼへと、バロー丸岡店、イーザ、アル・プラザアミ、PLANT-2 坂井店、ハーツはるえ、ガスト坂井店、ドコモショップ(三国店、春江店)、ネットトヨタ福井(丸岡店、春江店)、ピアゴ丸岡店、クスリのアオキ(丸岡北店、丸岡店、三国店、春江店)、道の駅「さかい」、道の駅「みくに」、運転者教育センター、総合グリーンセンター、エンゼルランドふくい、三国湊町家館、福井空港事務所、坂井市役所、坂井健康センター、図書館(三国・丸岡・春江・坂井)、子育て支援センター(三国・丸岡・坂井・ハーツキッズ・ゆり)、いきいきプラザ霞の郷、ハートピア春江、ユリウム春江、ちくちくぼんぼん、坂井市みくに市民センターみくに未来ホール、三国駅、丸岡バスターミナル交流センター、コミュニティセンター(大関、浜四郷、春江中、磯部、高椋、のうねの郷、坂井木部、兵庫、加戸・公園台、新保、三国、三国東部、江留上、丸岡城のまち)

### ③病児デイケア

病気で保育所等での集団保育が困難な児童で、保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な児童を病院等で一時的に預かるサービスを提供

(R4.4.1 現在)

設置市	施設名
あわら市	金津産婦人科クリニック病児病後児保育室
坂井市	春日レディースクリニック「こりすの家」 病児・病後児保育所「すくすくハウス」 坂井松涛こども園「こあらの部屋」 三国病院病児病後児保育施設

### ④すみずみ子育てサポート

保護者が、冠婚葬祭や学校行事などへの参加等、一時的に子育てに対する支援が必要となる場合に、一時的保育サービス等を提供

(R4.4.1 現在)

設置市	実施団体（施設名）
あわら市	あわら市シルバー人材センター（シルバーママサービス“すく・すく”）
坂井市	県民せいきょう（ハーツきっずはるえ）
	坂井市シルバー人材センター

## (2) 児童虐待防止対策の推進

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行された。その後の改正や児童福祉法等の児童虐待に係る関係法令等の制度改正を行い、児童相談所等の関係機関の機能強化、連携強化等対策の充実が行われている。

管内2市には、要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関が連携して要保護児童への支援を行う体制が整備されている。

## 6 障がい者(児)の福祉

### (1) 身体障がい者(児)の福祉

#### ①身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、永続される障害を有する人に限り交付される。当センターでは補装具、自立支援医療(更生医療)の給付、各施設入所などの各種援助や鉄道・航空運賃等の割引、税の減免などのサービスを受ける場合の証票として交付している。

<管内の障害区分別身体障害者数(人)> (R4.3.31現在)

障害種別	市	あわら市	坂井市	管内計
視覚		111	233	344
聴覚	平衡	110	398	508
音声・言語・そしゃく		18	43	61
肢体障害		824	2,099	2,923
内部障害		466	1,244	1,710
計		1,529	4,017	5,546

#### ②福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準適合証」の交付

不特定多数の人が利用する施設(特定施設)において、バリアフリーを推進するため、障がい者などが安全かつ円滑に利用できる整備基準に適合した施設に対して適合証を交付している。

<特定施設の届出状況> (R4.3.31現在)

新築	増築等	合計	適合証交付	適合割合
243件	118件	361件	124件	34%

#### ③ハートフル専用パーキング利用証制度

県では、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「身体障がい者等用駐車場(愛称:ハートフル専用パーキング)利用証」を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保していくための制度を平成19年10月から創設した。

<ハートフル専用パーキング協定施設、利用証交付数> (R4.3.31現在)

協定済施設	142件
利用証交付数	1,982枚

#### ④バリアフリー表示証制度

平成24年6月より福祉のまちづくり条例に定める特定施設および申請施設を対象として申請のあった施設に対してバリアフリー整備状況を表示した表示証を交付している。

<表示証交付施設> (R4.3.31現在)

交付済施設	76件
-------	-----



⑤ヘルプカードの配布

障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、周囲の援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として作成された。県では、平成30年9月より配布を開始し、令和2年3月からはヘルプマークの配布も開始している。

<カード配布数>

(R4.3.31現在)

カード配布数	45枚
--------	-----

⑥福井県共生社会条例の普及啓発

平成30年4月に施行した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の概要や理念を広く周知することを目的に、県内各地で行われる各種会議やイベントなどに出向き出前講座を行っている。

<令和3年度実施講座>

(※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催せず)

7 女性の福祉

県では、配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成18年3月に「配偶者暴力防止および被害者保護のための基本計画」を策定し、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に規定する「配偶者暴力被害者支援センター」を平成18年4月から県内各健康福祉センターに新設した。これにより、当センターにおいて実施するDV被害者の相談から保護、自立支援までの一連の体制が一層強化された。

<主訴別相談件数>

(令和3年度)

区分	人間関係	うち配偶者等からの暴力	住居問題	帰住先なし	経済関係	妊娠・出産	精神的問題・病気	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	合計
来所	19	14										19
電話	61	44										61
合計	80	58										80

## 8 生活習慣病・がん予防対策

### (1) 生活習慣病対策

医療制度改革に伴い「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が導入された。当センターでは、管内2市への支援として、特定健康診査等実施計画見直しの際の助言や、地域で健診受診を勧奨・啓発していただく関係者に対する研修会の開催等を行っている。

### (2) がん予防推進

がんが国民の生命および健康にとって重大な問題になっている現状をかんがみ、「がん対策基本法」が平成19年4月から施行された。同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定され、より一層がん対策を推進していくための環境が整備された。県では「福井県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定しがん対策を総合的かつ計画的に推進している。平成30年度からの「第3次福井県がん対策推進計画」ではライフステージに応じたがん対策やがんとの共生に取り組み、がん予防の推進やがん対策の充実・強化を行っている。

当センターでは、医療機関と地域関係機関による会議の開催、がん予防の普及啓発等を実施し、がん検診受診率の向上を推進している。例年、街頭キャンペーン等実施してきているが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、商業施設でのチラシ設置および各市へのチラシ配布を行った。

#### <普及啓発>

##### ① がん検診受診率向上のための普及啓発

令和3年度

実施日	内 容		場 所
R3.12.1~31	がん検診受診率50%達成に向けたチラシ配布		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三国イーザ</li> <li>・アルプラザアミ春江店</li> <li>・ハーツ春江店</li> <li>・ピアゴ丸岡店</li> <li>・坂井市</li> </ul>
	講座、事業	対象者	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設へのチラシ設置</li> <li>・市へのチラシ配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設利用者</li> <li>・市民</li> </ul>	

##### ② 健康福祉センター事業等での啓発

年度内に開催される各種会議や研修において、チラシを配布し、受診勧奨を行った。

### (3) 禁煙・分煙推進

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等の対策が求められている。平成15年5月には、受動喫煙の防止に関する規定が盛り込まれた健康増進法が施行された。また、平成30年7月には、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設を原則屋内禁煙にするなどの規定が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律」が公布された。

当センターでは、5月31日の「世界禁煙デー」に併せて、5月31日～6月6日までの禁煙週間中は、センター内でたばこの害に関するパネル展示を行ったほか、管内JRおよびえちぜん鉄道有人駅においてポスター掲示を行った。

#### (4) 地域保健と職域保健の連携推進

管内 2 市、健康福祉センターなどの地域保健および事業所等における職域保健ならびに医療関係者、その他の関係機関が相互に情報交換を行いながら、共通理解のもとに生活習慣病予防やがん対策等の健康づくりを推進するために「坂井地区地域・職域連携推進会議」を設置し意見交換や具体的な方策の検討を行っている。

#### <坂井地区地域・職域連携推進会議>

令和 3 年度

開催日	内 容
R3.5.19	次年度の各取組みについて意見聴取 (1) がん検診等の取組みについて ・地域職域での連携事業について ・効果的な情報共有、発信について (2) 2市の健康課題について ・生活習慣分析事業の結果（県健康政策課より） (3) 情報提供・情報交換 ・糖尿病重症化予防事業について ・新型コロナウイルスの現状と対応

## 9 精神保健福祉

平成5年に精神障がい者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改められ、自立と社会参加の促進のための援助という福祉の要素が加えられた。平成14年度からは、精神障がい者の福祉施策（通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口）は市町が実施している。障がい者の人権を尊重し地域ケアの充実強化を図ることが必要となっている。

### <入院・通院患者数>

（入院患者数：令和4年3月末時点、通院患者数：令和4年3月1か月の人員）

	人口	合計 (入院通院の合計)	人口1万対	入院患者	人口1万対	通院患者	人口1万対
県	757,039	34,672	458.0	1,771	23.4	32,901	434.6
管内計	114,295	4,852	424.5	182	15.9	4,670	408.6
あわら市	26,965	1,006	373.1	53	19.7	953	353.4
坂井市	87,330	3,846	440.4	129	14.8	3,717	425.6

※人口「福井県の人口と世帯(R4.3.1現在)」より

(福井県障がい福祉課資料より)

### <入院形態別患者数>

(令和4年3月末時点)

	合計			措置			医療保護			任意			その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	782	989	1,771	2	3	5	461	601	1,062	319	384	703	0	1	1
管内計	91	91	182	0	1	1	65	61	126	26	29	55	0	0	0
あわら市	21	32	53	0	1	1	14	16	30	7	15	22	0	0	0
坂井市	70	59	129	0	0	0	51	45	96	19	14	33	0	0	0

(福井県障がい福祉課資料より)

### <自立支援（精神通院医療）受給者証交付数および精神障害者保健福祉手帳交付数>

(R4.3.31現在)

	あわら市	坂井市	管内計
自立支援（精神通院医療）受給者証交付数	509	1,592	2,101
精神障害者保健福祉手帳交付数	285	840	1,125

(福井県障がい福祉課資料より)

#### (1) 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づき、精神障がい者またはその疑いのある人（自傷他害のおそれのある人）について申請通報があった場合に、事実調査を実施し、必要と認められるときには精神保健指定医の診察を受け、2名の指定医がともに措置入院が必要と判断した場合に措置入院とする。措置入院の対象とはならないが、要治療の場合は、治療に向けた支援を行っている。

(R4.3.31現在)

年度	通報等件数							処理状況				
	一般	警察官	検察官	保護観察所長	矯正施設所長	病院管理者	計	鑑定実施			調査のみ	
								要措置	措置不要			
							入院医療	通院医療	その他			
R1	-	26	4	-	2	-	32	14	5	0	1	12
R2	-	15	5	-	-	-	20	10	0	0	3	7
R3	-	18	5	-	-	-	23	13	0	0	3	7

(2) 精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成30年9月から当該ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

精神障がい者の退院後支援の状況

令和3年度

	措置件数	計画作成		支援状況(3月末日)	
		有り	無し(※1)	継続	終了(※2)
管内通報対応事例	13	5	8	4	1
転入等引継ぎ事例	2	2	0	0	2

※1：4名は入院中。1名は同意得られず作成なし。

2名は医療機関（主治医）と協議の上、作成なし。

1名は県外在住者のため、医療機関・帰住先保健所と協議の上作成なし。

※2：計画に基づく支援期間は終了であるが引き続き支援継続1件。

(3) 精神保健福祉相談状況（電話、面接、訪問）

心の健康や受診についての相談および社会復帰のための相談指導など、精神保健福祉に関する様々な問題について、精神科医、保健師が電話や面接・訪問による相談に応じている。

- ・精神科嘱託医師による相談：毎月第1・3木曜日午後 予約制
- ・保健師による相談：随時

			R1年度	R2年度	R3年度
精神保健福祉相談件数			1165	1183	409
	医師による相談件数 (実数)	面接	8 ( 8)	10 ( 10)	12 ( 12)
		訪問	1 ( 1)	1 ( 1)	0 ( 0)
	保健師による相談件数 (実数)	面接	93 ( 34)	71 ( 27)	12 ( 10)
		訪問	138 ( 33)	130 ( 31)	62 ( 26)
		電話	501 ( 74)	434 ( 64)	169 ( 43)
		関係機関との 連絡調整	424 ( 99)	537 ( 95)	154 ( 37)

(4) 普及啓発

①障害に対する正しい知識の普及啓発事業（こころを元気にする講座）

精神障害の正しい理解と啓発普及を目的として、一般住民を対象に講演会を開催している。令和元年度は、「こころと上手につきあうために」と題し、臨床心理士による講演会を開催した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

②悩みごと総合相談会の開催

自殺の問題は、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」など、様々な問題が複雑に関係している。そこで、9月10日～9月16日までの「自殺予防週間」と、3月の自殺対策強化月間にあわせて、法律・仕事・こころの健康等に関する相談窓口を一カ所に設け、専門機関の相談員が相談対応を行う相談支援事業を開催している。

開催日	会場・内容	参加数
R3. 9. 12 (日) 13:00～16:00	会場：坂井健康福祉センター 内容：専門職種による個別相談	延8
R4. 3. 13 (日) 13:00～16:00	※弁護士、精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉協議会職員、相談員（依存症、発達障がい、就労に関すること）、女性相談員	延2

③ゲートキーパー研修（行政職員対象）

令和元年度は、県、市職員を対象に自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成を推進することを目的に研修会を開催した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

開催日時	会場	出席者	人数	内容
R2. 2. 3 (月) 9:00~10:40	あわら市役所	各市役所職員 県出先機関職員	42	講義 「みんなで支える、こころといのち」
R2. 2. 12 (水) 10:00~11:40	坂井市教育委員会		29	講師 心理相談室アシスト 臨床心理士 岡本克己氏

(5) ネットワーク体制の整備

①精神保健福祉連絡会

精神保健業務のより円滑な連携を図るため、管内警察署、市、関係機関との連絡会を実施している。

開催日時	出席者	人数	内容
R3. 11. 4 (木) 14:30~16:00	管内警察署 各市精神福祉保健担当課 管内相談支援事業所	10 所属 13 名	・精神障がい者の緊急対応について ・精神障がい者の緊急対応事例報告 ・講義 「希死念慮とその対応について」 講師 松原病院 院長 山森正二氏 ・自殺予防対策について

②坂井地区ひきこもり不登校関係機関連絡会

21年度より、ひきこもり、不登校の問題を持つ当事者や家族の支援に携わっている関係職員を対象に事例検討、学習会などを通して資質向上を図り、地域での関係機関の協力体制づくりを目的として開催している。令和元年度は講演、実践事例の紹介後、グループワークを実施した。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。

開催日時	対象者	人数	内容
R2. 1. 16 (木) 14:30~17:00	管内小中高等学校教諭 養護教諭 適応指導教室担当者 スクールソーシャルワーカー 市保健福祉学校教育担当者 相談支援事業所担当者 等	49	1) 講演 「若者の不登校・ひきこもりに寄り添う」 講師：あすわクリニック副院長 小児科医 坂後恒久氏 2) 実践紹介 ①ひきこもり地域支援センター 報告者：ひきこもり地域支援センター 中村恵子氏 ②適応指導教室 報告者：坂井市教育委員会 指導主事 矢納佳美氏 3) グループワーク

(6) 自主グループの育成

①精神保健福祉ボランティア（すぎなの会）の支援

平成4年度に精神保健福祉ボランティア講座修了者を中心に結成し、地域で精神障がい者およびその家族を支援することを目的にボランティア活動を行っている。

・会員数:21名

(令和3年度)

開催日時	活動内容	回数	HWC参加数
例会：毎月第4木曜日 13:30～15:00	総会	1	1
	例会	7	7
活動内容	・役員会		
	・研修会		
	・出張デイケア支援		
	・福祉まつり等への参加協力		
	・すぎなまつり		
	・悠々福祉会への支援		
	・その他会議、行事参加		

R3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例会が4回中止となった。

## 10 母子保健

少子化の一層の進行や女性の社会進出など、母子を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、母子保健においても、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となってきた。

平成6年6月には、住民により身近な母子保健サービスの向上を目指して母子保健法が改正され、平成9年度からは、3歳児健診・訪問指導などの基本的な母子保健サービスは市町で実施されている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が平成23年8月に公布され、未熟児の訪問指導、養育医療、育成医療の実施主体が平成25年度から市に権限移譲された。

当センターでは、広域的、専門的な観点から市を支援するとともに、長期療養児や先天性代謝異常等検査事業の事後指導のため家庭訪問を行い、家庭看護の相談や福祉制度の紹介を行っている。

### (1) 人工妊娠中絶

母体保護法の規定により、人工妊娠中絶が行われた場合は、人口動態の把握に資するため医療機関から保健所に報告される。

報告された人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)の多くは、身体的または経済的理由により、妊娠継続や分娩が母体の健康を著しく害するおそれのあるものが主で、年齢階級別では、20代、30代に集中している。

<年齢階級別人工妊娠中絶状況>

(坂井健康福祉センター管内医療機関報告分)

	総数	20歳未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45歳以上	年齢不詳
令和元年度	81	4	19	13	18	15	12	0	0
令和2年度	75	6	11	20	16	17	5	0	0
令和3年度	57	4	9	12	12	14	5	1	0
令和3年度(県)	704	44	137	144	134	160	78	7	0

### (2) 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性甲状腺機能低下症は、早期発見、早期治療を行うことにより、心身障害の発生を防止することが可能であるため、生後5~7日目の新生児に対し、医療機関で検査を行っている。

当センターでは、先天性代謝異常検査の結果が要精密検査となった児について、保護者への相談等の事後指導を行っている。

### (3) 母子医療給付

#### ①小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんなど特定の疾患について、その治療が長期間に渡り、医療費の負担も高額となることから、昭和49年以来、小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、治療の確立と普及が図られるとともに医療費の患者自己負担分が補助されてきた。平成17年4月1日からは、安定的な制度として新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るため、児童福祉法に位置付けられた。

当センターでは、新規申請者に対して小児慢性特定疾病医療受給者証の交付や、継続申請時等の相談を実施している。



<小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数>

(R4.3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	計
認定者数 R2	15	10	6	16	31	6	6	4	4	2	12	9	1	1	1	124
認定者数 R3	19	10	6	16	22	4	6	4	4	2	12	9	1	1	0	116

②特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成16年度から事業が実施されている。平成26年度からは男性側要因による不妊に対しても助成制度が拡大されている。

特定不妊治療費助成申請受付件数

	坂井管内	福井県
令和元年度	152	830
令和2年度	143	752
令和3年度	198	881

(4) 育児不安解消サポート事業 (ぺんぎんクラブ)

育児不安、育児ストレスを抱える保護者にも集まる場を提供し、それぞれの思いを表出し、相互に共感しあい、さらに専門的な立場から助言、指導を行うことで育児不安を軽減し、児への適切なかわりが持てるよう支援することを目的に平成17年度より実施している。また、平成28年度からは事例検討会等を行い地域の関係機関の支援を行っている。

<ぺんぎんクラブ>

・実施回数 所内での開催 5回

坂井健康センターでの開催 4回

(12回開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR3.8月、R4.1~2月開催分は中止)

・参加スタッフ 精神科医、臨床心理士、保健師、子育てマイスター(保育士)等

・実施内容 グループケアの実施(保護者)子どもは別室にて託児、個別相談  
実施後の検討会

		保護者	子ども
令和3年度参加人数	総数	8(14)	6(11)
	所内(5回)	7(7)	5(5)
	坂井健康センター(4回)	5(7)	4(6)

※( )は延人数

<ケース相談会（事例検討）>

- ・実施回数 0回
- ・助言者 福井厚生病院 ストレスケアセンター医師 杉坂 夏子 氏  
臨床心理士 山本 桃花子 氏
- ・参加者

<管内母子保健担当者との連絡会>

事業名・開催日	内容	参加者
母子保健関係機 関連絡会 R3. 11/16 15:15～16:30	① 母子保健の動向と県及び管内における母子保健関連施策について ② 気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムの運用状況について ③ ミニ講義「妊娠中および出産前後の精神科治療について」 講師：杉坂医師（福井厚生病院ストレスケアセンター） ④ 意見交換「精神科治療中の妊婦、産婦へのかかわりの現状等」	計 12名 医師・臨床心理士・保育士・ 管内産婦人科職員・各市母 子保健担当者・福井県こど も家庭課職員
園長会 4/5、4/13、4/19	ぺんぎんクラブ説明 ケース相談会のチラシ配布	各市こども園・保育園園長 各市子育て支援課担当者

## 1.1 歯科保健

平成元年に80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという「8020（ハチマルニイマル）運動」が提唱され、平成24年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行された。県では、平成30年度から「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」に基づき歯科保健対策を推進している。

平成30年度は、マイナス1歳からの歯の健康プロジェクトとして、24年度から実施しているフッ化物洗口に加え、親子歯みがき教室が始まった。4、5歳児のフッ化物洗口の実施を希望した施設では、歯科医師、歯科衛生士または園長などによる保護者への説明会を行い、フッ化物洗口を開始した。坂井管内では、あわら市9施設、坂井市4施設でフッ化物洗口を実施している。

また、学校保健関係者等を対象に歯科保健啓発用書籍の貸出を実施している。

## 1.2 栄養改善・健康増進

県では、国の「健康日本21（第二次）」の推進を踏まえ、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）を策定し、①子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり、②「一市町一健康づくり」の推進、③生活習慣病の早期発見と重症化予防、④保険者横断的な予防・健康づくりを推進するため、各種事業に取り組んでいる。

### (1) 給食施設における適切な栄養管理の推進

給食施設において、利用者の栄養管理および健康づくりが適切に推進されるよう巡回指導を行っている。また、管理栄養士・栄養士等を対象とした研修会を開催し、給食を通じた利用者の栄養管理および健康づくりを推進するための必要な助言や技術的な指導を行っている。令和3年度の巡回指導は、コロナウイルスの感染状況が落ち着いている時期に下記のとおり実施した（ただし、医療機関には巡回指導は行わず、書類審査と電話確認を実施）。

<巡回指導実施状況> ※医療機関のみ書類審査を実施

(令和3年度)

	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福 祉施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	その他	計
特定給食施設	30	5	1	2	13	—	—	51
その他の給食施設	4	2	—	5	9	—	—	20
計	34	7	1	7	22	—	—	71

### (2) 地域における栄養改善の取組みの推進

2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、住民が自立した生活を維持していくためには、栄養・食生活支援体制の構築も含めた体制整備が重要となる。地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者等の低栄養や重症化予防を図り、栄養状態の改善に向けた取組みが必要となるが、地域での栄養・食生活支援体制は十分に整っていないのが現状である。そこで当センターでは、平成29年度から（公社）福井県栄養士会と在宅栄養管理を推進する方策を検討してきた。令和3年度は、「医療機関・施設」と「在宅」間における連携体制の構築を目指し、医療機関部会および在宅部会、全体検討会を実施した。

#### <医療機関部会>

日 時：令和3年7月16日

参加者：管内医療機関管理栄養士および地域連携室職員、市栄養担当課

内 容：(1) 地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援体制について  
(2) 栄養管理連絡票の様式について  
(3) 今後の見通し

#### <在宅部会>

日 時：令和3年8月25日

参加者：居宅介護支援事業所代表、訪問看護ステーション代表、介護保険施設代表、地域包括支援センター、市栄養所管課

内 容：医療機関部会と同内容

#### <全体検討会> ※坂井地区広域連合が行う「在宅ケア推進連絡協議会」を同検討会に充てて実施

日 時：令和3年9月29日

参加者：坂井地区医師会代表、居宅介護支援事業所代表、訪問看護ステーション代表、介護保険事業者代表、医療機関栄養部代表、地域包括支援センター、市高齢福祉所管課、市栄養

所管課

- 内 容：(1) 目指すビジョンについて  
 (2) 坂井地区在宅栄養管理の現状について  
 (3) 栄養管理連絡票の運用について  
 (4) 今後の予定

<栄養管理推進研修会> ※県内健康福祉センターで共同開催（オンライン）

日時：令和3年10月12日

参加者：県内の医療機関・老人福祉施設等の管理栄養士・栄養士等 117名（うち坂井管内25名）

- 内容：(1) 情報提供①「施設の栄養管理および施設間の連携状況」  
 ②「令和3年度診療報酬改定を踏まえた栄養管理連携状況」  
 (2) 取組報告「栄養管理情報連携の現状について」  
 ①医療機関の立場から ②介護保険施設の立場から

(3) 食品表示適正化の推進

令和2年4月製造分からは、原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化された。食品関連事業者が、食品表示法（保健事項）および健康増進法第65条第1項に基づき、適切な表示を行うことができるよう相談窓口を設置している。

<相談状況>

(令和3年度)

食品表示法（栄養成分表示等）	健康増進法（虚偽誇大広告等）	計
10	2	12

(4) 「ふくい100彩ごはん」による食環境整備の推進

県では、「ふくい100彩ごはん」プロジェクトとして、家庭でのバランスのよい食事を普及させるとともに、外食・中食（家庭に持ち帰り食べる食事）でも安心して健康に配慮した食事ができる環境を進めている。

飲食店や社員食堂の定食や弁当、スーパー等の惣菜を対象に、県独自の基準を満たしたヘルシーメニューや惣菜を募集し、「ふくい100彩ごはん」として認証することで、県民の健康づくりを推進している。また、令和元年度からはやせ・フレイル対策として、配食事業者にも働きかけ、たんぱく質や不足しがちなミネラルに配慮したメニューも認証している。

<「ふくい100彩ごはん」認証店舗数>

		飲食店・弁当店	惣菜店	社員食堂	配食事業者	計
R2年度	あわら市	3	2	1	—	23
	坂井市	4	7	2	4	
R3年度	あわら市	3	2	1	—	23
	坂井市	4	6	2	5	

(5) 「スニーカービズ」の推進

働いている人の多くは職場で過ごす時間が長く、運動する時間を確保することが難しいと考えられる。そこで本県では、歩きやすい靴を履いて出勤することで、仕事の合間や休憩時間を利用して歩く等、手軽に運動機会を確保することができる「スニーカービズ」を新たな県民運動として推進している。

(6) 一市町一健康づくりの推進

市町の健康づくりに対する支援を行うとともに、市町保健推進員等を「わがまち健康推進員」として登録し、地域での健康づくり活動の活性化を図っている。

<わがまち健康推進員 登録団体>

- ・あわら市食生活改善推進員会
- ・あわら市健康づくりサポーター
- ・坂井市健康サポーター
- ・坂井市食生活改善推進員会

(7) 食生活改善推進員活動の支援

地域の健康づくり実践の担い手となる団体の活動を支援している。

<坂井食生活改善推進員連絡協議会活動状況> 会員数 100名 (令和3年度)

事業名	回数	参加者数	開催地区
おやこの食育教室	1	8	坂井市春江地区
生涯骨太クッキング	1	9	坂井市坂井地区
やさしい在宅介護職教室	2	36	あわら市
全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト (働き世代)	1	20	坂井市丸岡地区
〃 (高齢世代)	1	20	坂井市三国地区
事業所サポート事業	7	63	全地区

事業名	回数	参加者数	備考
総会	1	39	委任状 50名
理事会	6	—	
中央献立研究会 (母子栄養強化活動事業含む)	5	55	

### 1.3 難病対策

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病は、これまで「難病対策要綱」（昭和47年）により、56疾患が法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施してきたが、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを目的とし、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成26年5月23日に成立し、平成27年1月から施行された。対象疾患は随時拡大されており、令和4年4月時点では338疾患が対象となっている。

これらを踏まえて、当センターでは、特定医療費（指定難病）医療給付の申請業務、福井県難病患者地域支援対策推進事業（医療相談事業、訪問相談・指導事業、難病対策地域協議会）、福井県人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援、重症難病患者在宅療養支援事業、パーキンソン病の患者会の活動の支援を行っている。

#### (1) 医療給付

特定医療費（指定難病）については、医療費の負担軽減を図ることを目的に医療費の公費負担が行われている。

階層区分	階層区分の基準		【自己負担割合:2割 入院+外来(院外薬局、訪問看護を含む)】		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市民税	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担			

#### (2) 福井県難病患者地域支援対策推進事業

##### ①医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案のうえ、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施している。

開催日	対象疾患	内容	指導者	参加数
R3. 8. 19	神経・筋疾患	個別相談会	医師	11名
R3. 8. 26	膠原病	個別相談会	医師	6名

##### ②訪問相談・指導事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導（診療も含む）事業を実施している。

③難病対策地域協議会の実施

地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）を実施しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により開催を中止している。

開催日	対象	人数	内容
R4.1.5 9:30～11:30	あわら市防災課、子育て支援課、福祉課、健康長寿課、教育総務課 坂井市安全対策課、福祉総務課、社会福祉課、健康増進課、保育課、学校教育課	3機関 21名	テーマ「感染症に関する連携会議－在宅難病患者の災害時支援について」

(3) 福井県人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着または気管切開をしている在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が、災害発生時に適切な対応ができるよう、平時からの備えを中心とした体制整備を図ることを目的に、対象患者の把握、リスト等の作成や災害時個別対応マニュアル作成を支援している。

(4) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

令和2年度より、在宅で24時間人工呼吸器を装着している難病患者（小児慢性特定疾病含む）に対し、災害時等に停電が起こった場合の安全確保を目的として、簡易自家発電装置等の購入に要する経費の助成を開始している。

(5) 重症難病患者在宅療養支援事業

在宅人工呼吸器装着難病患者および気管切開難病患者がレスパイト入院および長時間訪問看護（3時間以上8時間以内）を利用した場合、受入れをした医療機関および訪問看護事業者に対し県が一定額を助成し、安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図る。

<令和3年度実績>

登録者数		10名		
一時入院	利用人数(実)	2名	利用日数(合計)	21日
長時間訪問看護	利用人数(実)	2名	利用時間(合計)	79時間

(6) 患者会への支援

管内にはパーキンソン友の会があり、当センターでは、会の運営に対しての相談や協力をとおして活動を支援している。

名称	設置年月日	会員数 (R3.3月末)	活動内容
坂井地区パーキンソン友の会	H9.4.24	9	会報発行1回 書面決裁による総会開催

## 1.4 地域保健業務

### (1) 地域保健・福祉等関係職員の資質の向上

#### ① 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様な住民ニーズに対してより質の高い総合的サービスの提供ができるよう、県および市町の地域保健・福祉・環境関係職員を対象に研修を実施している。また、研修内容の実施報告・評価や企画検討を行うための委員会を開催している。

実施日・会場	内 容	講 師	参加人数
令和3年11月25日 坂井健康福祉センター 2階 会議室 およびWeb研修	「その備えで大丈夫？コロナ発生時に慌てないために」	・当センター職員 ・坂井市教育委員会 学校教育課小針課長 上田教育審議官	72名

#### ② 実習生の受け入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医師・保健師・栄養士等学生の公衆衛生実習の受け入れを行っている。

対象学生	学 校 名	日 程	期 間	人 数
医学部学生	福井大学	令和3年7月15日～16日	2日間	10名
保健師等学生	福井県立大学	令和3年4月28日～5月20日	4日間	3名
	福井大学	令和3年6月21日～7月2日 令和4年2月24日	10日間 1日	4名 2名
栄養士学生	仁愛大学	令和3年9月6日～9月10日	5日間	4名

### (2) 学校保健との連携

坂井地域の小・中・高等学校等と連携し、児童・生徒を取り巻く問題について情報交換や研修会を開催している。感染症予防や薬物乱用防止の情報提供、高校へのエイズ啓発物の配布、精神保健関係では関係機関職員を対象とした事例検討や学習会等をとおして連携を深めている。

### (3) 市が策定する各種計画への支援

各市が福祉保健総合計画等を策定するにあたり、県計画等との整合性および調整を図るためアドバイザーとして参画し、助言、指導等を行っている。



<管内2市福祉保健等関係計画策定状況一覧>

(R4.3.31 現在)

	市町村が作成する計画	根拠法令	内容	あわら市	坂井市	県計画の状況
福祉	地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	
	障がい者計画	障害者基本法第11条の3項	障害者のための施策に関する基本的な計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	「第6次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条	障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	「第6次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	○ R3.3 改定	○ R3.3 改定	「第6次福井県障がい者福祉計画」(H30～R4)
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の提供、量的拡大・質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に関する計画	○ R2.3 改定	○ R2.3 改定	「福井県子ども・子育て支援計画」(R2～R6)
	介護保険事業計画	介護保険法第117条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	坂井地区広域連合で改定 R3.3		「第8期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」(R3～R5)
	高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	○ H30.3 改定	○ H26.3 策定	
保健	健康増進計画	健康増進法第8条	住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画	○ R3.3 策定	○ R3.3 策定	「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」(H30～R5)
	食育推進計画	食育基本法第18条第1項	食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育に関する計画	○ R3.3 策定	○ R3.3 策定	「第3次ふくいの食育・地産地消推進計画」(H31～R5)
医療	特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第18条	生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康審査・保健指導の実施	○ H30.3 改定	○ H30.3 改定	
	データヘルス計画	日本再興戦略	健診・レセプトデータの分析に基づいて保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施する計画	○ H31.3 策定	○ H31.3 策定	
防災	地域防災計画	災害対策基本法第40条	関係機関が全機能を有効に発揮して生命・身体・財産を災害から保護するための計画	○ H27.3 改定	○ R4.3 改定	福井県地域防災計画
感染症	新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、実施する措置に関する計画	○ H26.3 策定	○ H26.3 策定	福井県新型インフルエンザ対策行動計画(H25策定)

(4) 地域医療構想・第7次地域医療計画の推進

①「福井・坂井地域医療構想調整会坂井分科会」の開催

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国は今後の地域医療構想の進め方について明確な方針を示していないため、必要な調整会議を実施。

(5) 坂井地区における在宅医療の推進

坂井地区では、坂井地区医師会が中心となり、地域単位での在宅医療体制を整備するために在宅ケアに取り組んでいる。

先進的な取り組みとして、平成24～27年度に福井県と東京大学によるジェロントロジー共同研究に坂井地区医師会、坂井地区広域連合が参画し、「坂井地区在宅ケア体制モデル」の構築、全県展開に寄与した。当センターは、この事業の推進を担った「坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会」の支援を行った。

平成28年度以降は、坂井地区広域連合に「坂井地区在宅ケア推進連絡協議会」を設置し、在宅ケア体制のさらなる充実に取り組んでおり、当センターでは、引き続き支援を行っている。

また、平成27年度に、県事業として医療と介護が連携し自宅等での生活や療養が円滑に行えることを目的とした『福井県「退院支援ルール」』を策定。平成28年度から運用を開始した。平成30年度には、入院前から退院後までを一体的な支援を強調するために名称を「福井県入退院支援ルール」に改正した。

<令和3年度健康福祉センターの主な取組み>

項目	内容
管内市との連携	・あわら市地域ケア会議への参加 ・あわら市認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加 ・坂井市認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加
坂井地区広域連合との連携	・坂井地区介護保険運営協議会への参加 ・坂井地区在宅ケア推進連絡協議会への参加 ・地域包括支援センター運営協議会への参加
介護保険自主組織との連携	・ケアマネSAKAI運営委員会への参加 ・介護保険事業者ネットワークさかいへの参加
高齢者権利擁護事業体制整備	・あわら市老人ホーム入所措置判定委員会への出席
入退院支援ルールの運用	・医療と介護の連携に関するアンケートの実施

(6) 健康危機管理体制の整備

健康危機が発生した時に、組織としての初動対応が迅速かつ的確に行えるよう、平時から体制整備や研修会等を通して職員の資質向上に努めている。

① 体制整備

「健康福祉センター健康危機管理対応要領」「健康福祉センター災害時対応要領」「健康危機管理対応マニュアル」の整備  
連絡体制網の整備  
健康危機管理対応物品の準備、管理  
災害時アクションカードの作成

② 研修会・訓練の開催、参加

所内研修会の開催

健康危機発生時の初動対応について  
新型コロナ所内体制について  
防護服着脱訓練、コロナ車取り扱い説明会  
高原病性鳥インフルエンザ発生時の対応手順

(7) 新型インフルエンザ対策

福井県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域の実情に応じた運用面での検討や情報交換等として「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議等の開催はなかった。

## 1.5 感染症対策

### (1) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく医師の診断による感染症発生届出状況は下記のとおりである。1類から4類まではすべてを診断後直ちに届出、5類は全数把握と定点把握という類型に区分されている。

<感染症発生届出状況>

(令和3.12.31現在)

感染症名		管内(件)	福井県(件)
1類		0	0
2類	結核	5	79
3類	腸管出血性大腸菌感染症	0	8
	腸チフス	0	0
4類	E型肝炎	0	2
	A型肝炎	0	0
	デング熱	0	0
	レジオネラ症	6	15
5類	アメーバ赤痢	1	1
	ウイルス性肝炎	0	1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	2
	急性脳炎	0	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	2
	ジアルジア症	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	9
	水痘(入院例に限る)	0	0
	梅毒	2	27
	百日咳	0	0
	風しん	0	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	17,632	3,117

<相談対応>

- ・RSウイルス集団発生報告の指導(電話等) 12件
- ・感染性胃腸炎発生時の相談対応 6件

### (2) 感染症発生動向調査の実施

現在の感染症の流行状況を把握し、今後の流行予測と効果的な予防対策のため、感染症発生動向調査を実施している。

調査結果を管内の市・医療機関・社会福祉施設等に還元し、感染症予防対策に活用している。

(3) ライフステージに応じた感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るために、学校・施設・各種団体等に対して、各対象に応じた感染症予防教室を開催している。

<ライフステージ別感染症教室開催状況>

日程	対象者	内容	参加人数
R3. 12. 22(水)	幼保連携型認定こども園 わっかこども園 放課後児童クラブ キッズわっか	・施設内をラウンド(巡回)し、 感染対策状況の確認 ・感染症対策の相談対応	5名

(4) 管内市との連絡会 R4. 1. 5 開催

第1部 感染症に関する連絡会議

県内、管内の感染症発生状況

感染症発生時の対応について

第2部 災害時の防疫体制、要支援者体制について

災害対策基本法について

各市の現状課題について

災害時個別マニュアルについて

(5) エイズ予防対策

エイズのまん延防止を目的に、面接相談、電話相談および抗体検査を実施し、感染防止や感染に対する不安の解消に努めている。また、エイズ検査普及週間・世界エイズデーに合わせ、普及啓発や夜間検査を実施している。

<エイズ相談・検査件数>

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	28	24	60	25	29
検査件数	20	18	39	12	13

(6) 肝炎対策

肝炎のまん延防止を目的としてB型肝炎、C型肝炎のウイルス検査を実施している。

<肝炎相談・検査件数>

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型
相談件数	101	44	94	50	101	44	94	50	92	47
検査件数	23	23	15	15	23	23	15	15	18	18

(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)

(7) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎患者の肝硬変、肝がん等への重症化防止のために医療費助成を行っている。

<肝炎治療特別促進事業申請件数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
インターフェロンフリー治療	30	9	7
核酸アナログ製剤治療(新規)	4	3	2
核酸アナログ製剤治療(更新)	71	32	78
合計	105	44	87

## 15-2 結核予防

結核は確実な治療を行えば完治できる時代になったが、全国では年間2万人弱の新登録患者が発生している日本の重大な感染症である。管内では、令和3年に新たに5人の結核発生があり、免疫力の低下した高齢者の発症が多くみられた。

結核発生の予防およびまん延防止、適正な医療提供、正しい知識の啓発など、今後も結核対策を一層充実する必要がある。

### (1) 結核登録患者の状況

#### ① 登録患者数

(令和3.12.31現在)

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	39,670	37,134	34,523	31,551	—
福井県	171	166	166	135	—
管内計	35(9)	25(6)	17(1)	16(3)	10(1)
あわら市	4(2)	4(1)	1(0)	4(1)	3(0)
坂井市	31(7)	21(5)	16(1)	12(2)	7(1)

\* 令和3年全国・県の数については令和4年6月末現在集計中のため未確定。

\* ( )内は潜在性結核感染症を再掲

#### ② 新登録患者数

(令和3.12.31現在)

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	16,789	15,590	14,460	12,739	—
福井県	90	76	69	63	—
管内計	19(8)	7(4)	8(0)	13(4)	5(2)
あわら市	3(2)	2(0)	1(0)	6(2)	2(1)
坂井市	16(6)	5(4)	7(0)	7(2)	3(1)

\* 令和3年全国・県の数については令和4年6月末現在集計中のため未確定。

\* 潜在性結核感染症含む。( )内は潜在性結核感染症を再掲

### (2) 結核定期健康診断

感染症法に基づき、結核のり患率が高い高齢者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある者に対して結核定期健康診断の受診状況を把握し、発病の早期発見に努めている。

### (3) 普及啓発

結核予防週間に合わせ、管内医療機関や社会福祉施設等関係機関に対するリーフレットの配布等を通じ結核の知識の普及に努めている。

### (4) 結核定期外健康診断（接触者健康診断・管理検診）

結核発生時（届出時）には、本人・家族・接触者の状況を迅速に把握し、必要な方に健康診断を実施することで新たな感染者および発病者の早期発見に努め、感染拡大防止を図っている。

また、結核患者の治療終了後2年間は、結核の再発早期発見のため、管理検診を実施している。

<接触者健康診断・管理検診受診状況>

令和3年度

	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検査項目 (重複あり)			
				ツ反	喀痰	IGRA	胸部 X 線
接触者健診	6	6	100.0	0	0	6	0
管理検診	2	2	100.0	0	0	0	2

(5) 結核患者地域 DOTS 事業

結核患者の治療中断を防止し、確実な治癒をめざすために全結核患者に対し規則的内服が継続できるよう支援する「結核患者地域 DOTS 事業」を実施している。

①事業内容

- ・入院中の患者訪問
- ・地域 DOTS 個別支援計画の決定
- ・退院後の地域 DOTS の実施
- ・DOTS カンファレンスの実施 (福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院)
- ・コホート検討会の開催

<新登録結核患者・服薬支援状況>

令和3年

		人数
地域 DOTS		5
内 訳	原則毎日服薬確認	0
	週に1回程度の訪問・電話連絡	0
	月1回程度の訪問・電話連絡	5
	入院中のため病院に服薬支援を依頼	0
院内 DOTS		0
死亡、転出等		0
計		5

## 1.6 食品衛生

### (1) 食品衛生法関係

食品衛生法第52条に基づく許可件数は1,809件であり、昨年度より633件減少した。これは令和3年6月1日から、改正食品衛生法の第2次施行により営業許可業種が再編され、従前は許可が必要であった乳類販売業、食肉販売業（包装食肉）、魚介類販売業（包装魚介類）および喫茶店（自動販売機）が届出業種となったためである。

福井県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導として、当センターでは芦原温泉旅館および海水浴場周辺の旅館等を重点監視指導施設に選定し、食品衛生の確保について指導を行っている。その他の施設についても、定期的に通常監視指導を実施している。

また、例年、坂井食品衛生協会と連携して、食品衛生月間フェア（8月）および同協会食品衛生指導員と行う夏季・冬季の合同巡回指導など、食品衛生の普及啓発に関する事業を展開していたが、令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により中止または事業の縮小を余儀なくされた。

食中毒の発生状況として、全国的にノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスなどによる食中毒が季節を問わず多発している。また、県内ではウェルシュ菌やノロウイルス、野生キノコによる食中毒が発生した。当センター管内において令和3年度は食中毒事件の発生は無かったが、こうした食中毒を予防するため、上記の監視指導により更なる食品衛生の普及啓発を行う必要がある。

令和2年に施行された改正食品衛生法では、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP（ハサップ）\*の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けており、この導入に関し、事業者への指導、助言を行っている。

\* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

### (2) 福井県食品衛生条例関係

本条例は、令和3年3月22日に上述の食品衛生法の第2次施行に伴い廃止され対象業種は法に基づく許可または届出業種となっている。

### (3) 食中毒発生状況

令和3年度は、県内で8件の食中毒事件が発生（県管轄地域4件、福井市4件）したが、当センター管内での発生は無かった。

### (4) 食品衛生講習会等の実施状況

食品衛生意識の向上および食中毒事故の防止を目的として、例年、主に事業者（食品等事業者、社会福祉施設、病院など）を対象に食品衛生講習会を実施しているが、令和3年度においては、県内における新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増したため、資料の送付をもって講習会の実施に代えた。

<食品衛生講習会等実施状況>

(令和3年度)

	食品衛生講習	一般消費者	児童・生徒等	計
実施回数	1	0	0	1
受講者数※	1,200	0	0	1,200

※講習資料配布部数



(5) 調理師、製菓衛生師免許事務

調理・菓子製造業務従事者の資質の向上を図るため、福井県として調理師・製菓衛生師試験を年1回実施している。

<調理師免許および製菓衛生師免許登録状況>

(R4.3.31 現在)

項目 年度	調理師		製菓衛生師	
	3年度登録者数	累計登録者数	3年度登録者数	累計登録者数
3	20	5,920 <sup>※1</sup>	6	295 <sup>※2</sup>

※1 令和3年度調理師免許登録消除非数：0件

※2 令和3年度製菓衛生師免許登録消除非数：0件

(6) 食品の検査状況

福井県食品衛生監視指導計画の食品等収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を実施している。立入検査時および収去検査の結果、違反および不適合事項を発見した際は、速やかに改善措置を講ずるよう食品等事業者に対し指導を行っている。

<収去検査結果>

(令和3年度)

検査対象食品	収去 検体 数	試験検査項目数		魚介類、PCB など暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数	規格 基準 不 適	規 範 基準 不 適
		微生物学的検査	理化学的検査			
魚介類	3	2	4	1		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	2			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	2			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	4			
	生食用冷凍鮮魚介類					
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	2		3			
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	3	10	5			
乳 製 品						
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)						
アイスクリーム類・氷菓	2	4	2			
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	6	12	4			
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	19	8	25			
菓 子 類	25	69	12			2
清 涼 飲 料 水	2	2	8			
酒 精 飲 料						
氷 雪						
水						
かん詰・びん詰食品	2	2				
そ の 他 の 食 品	55	81	2			2
添 加 物 及 び そ の 製 剤						
器 具 及 び 容 器 包 装	2		3			
お も ち や	1		4			
計	126	198	40			4

## 1.7 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付および再交付事務については、平成12年度から市町村に事務委任された。狂犬病予防注射の接種率70%以上を保つよう福井県でも努力しており、管内市町の接種率は70%以上を維持しており、今後も効果的な対策が必要である。

### <市町別犬の登録及び予防注射接種状況>

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)
あわら市	1,124	896	79.7	1,126	922	81.9	1,125	926	82.3
坂井市	4,222	3,176	75.2	3,886	3,073	79.1	3,808	3,135	82.3
福井県	31,108	23,455	75.4	30,190	23,357	77.4	30,332	24,044	79.1

## 1.8 動物愛護

健康福祉センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」に基づいた第一種動物取扱業の登録、特定動物飼養・保管の許可および第二種動物取扱業届出の受理等を行うとともに、これらの施設の監視指導を「福井県動物取扱業等監視指導実施要領」に基づき実施するほか、「福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき飼い犬こう傷事故対応を行っている。

なお、県では福井県動物愛護センターに動物管理業務の多くを集約し、法および条例に基づき、適正飼養の普及啓発や犬猫の保護・引取り、それらの譲渡等の事業を実施している。

### <第一種動物取扱業登録数>

(R4. 3. 31 現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	業種数	施設数
15	29	2	2	7	55	41

### <第二種動物取扱業登録数>

(R4. 3. 31 現在)

譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種数	施設数
1	0	1	0	1	3	1

### <特定動物飼養・保管許可数>

(R4. 3. 31 現在)

施設数	カメ目かみつきがめ科	ワニ目アリゲーター科	ヘビ目ニシキヘビ科
3	2匹	1匹	1匹

### <咬傷等事故等件数>

(R4. 3. 31 現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
犬の咬傷事故件数	2	3	5
特定動物逸走件数	0	0	0
特定動物事故件数	0	0	0

## 19 生活衛生

地域住民の日常生活に密着した生活衛生業務は、近年、住民のニーズの多様化および生活水準の向上に伴い、個々に応じた適切な対応が求められている。

### (1) 生活衛生営業関係

近年、営業施設・設備の近代化や多様化が進んでおり、当センターでは、利用者の衛生的で快適な生活を確保するため、施設の立入検査、監視指導等を行っている。特に、入浴施設については、レジオネラ症防止対策として浴槽水の検査も実施し、指導を強化している。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な流行により監視指導の一部中止を余儀なくされた。

また、住宅宿泊事業法（民泊）の窓口として届出の受理および実績の定期報告を受けている。

#### <生活衛生六法・住宅宿泊事業法施設数>

(R4.3.31 現在)

種 別		市 別		管内計
		あわら市	坂井市	
理容所		33	89	122
美容所		55	194	249
クリーニング所	クリーニング所	5	18	23
	取次所	22	76	98
公衆浴場		11	13	24
興行場	常設	3	5	8
	仮設	0	0	0
旅館	旅館・ホテル	44	40	84
	簡易宿所	8	33	41
	下宿	0	1	1
住宅宿泊事業法（民泊）		1	2	3
管内計		182	471	653

### (2) 水道関係

当センターでは、県が策定した「水道水質管理計画」に基づき水道事業者に対し、施設等の適正な維持管理と安全で清浄な水の安定供給に努めるよう、水道施設の監視指導を実施している。

(R4.3.31 現在)

市 名	上 水 道	
	給水人口（人）	
	計 画	現 在
あわら市	33,740	24,403
坂井市	93,400	89,519
管内計	127,140	113,922

### (3) 温泉関係

当センターでは、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正を図るため、温泉利用施設の立入検査および指導等を実施している。

<温泉泉源数> (R4. 3. 31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
81	7	88

### (4) 特定建築物関係

多数の人が一時的に集まり使用する大型の建物は、快適で衛生的な空気環境が要求されるため、当センターでは施設の立入検査を実施していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として書面での調査のみを実施した。

<特定建築物届出施設数> (R4. 3. 31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
16	28	44

### (5) 遊泳用プール

遊泳用プールの衛生の確保およびプールの安全を図ることを目的として、当センターでは施設の立入検査を実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として書面での調査のみを実施した。

<遊泳用プール数> (R4. 3. 31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
3	7	10

## 20 廃棄物対策

本県では、平成14年3月に、限りある資源の循環を目的とした「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を図っており、さらなる資源の有効利用のため、令和3年3月にこの計画を改正した。

当センターにおいても、この計画を踏まえ、ごみや産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図るとともに、不法投棄された廃棄物の住民参加による撤去作業および不適正処理防止の啓発活動を行っている。

### (1) 産業廃棄物関係

産業廃棄物の適正処理に係る処理事業者・排出事業者の指導に加え、「おいしいふくい食べきり運動」、「ごみゼロ社会」運動（廃棄物減量化宣言）の参加事業所の拡大により、ごみ減量化・リサイクルの推進に対する意識啓発および環境美化の推進に努めている。

また、産業廃棄物処理施設は地域住民から迷惑施設として受けとられ、その確保が困難な状況にあることから、処理施設に係る様々な問題点を話し合うために、地域住民、事業者、関係行政機関で構成する地域懇話会を発足させ、地域の理解が得られる処理施設づくりに努めている。

<産業廃棄物処理業者（廃棄物処理法第14条関係）>

(R4.3.31現在)

処理業者の許可内容	処理業者数（管内）		
	県内	県外	合計
産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	128	138	266
〃（積替保管を含むもの）	19	2	21
産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	20	2	22
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	1	0	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まないもの）	9	40	49
〃（積替保管を含むもの）	4	1	5
特別管理産業廃棄物処分業（中間処理のみ）	0	0	0
〃（最終処分のみ）	0	0	0
〃（中間処理・最終処分）	0	0	0
合 計	181	183	364

(2) 一般廃棄物関係

家庭から排出される一般廃棄物は年々増加しているが、市においては分別収集を徹底し、資源ごみの回収を行うことにより一般廃棄物の減量化に努めている。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

不適正処理を早期に発見するため、管内の重点地区について、職員および民間警備会社によるパトロールを実施しているほか、特に悪質な事案については、監視カメラによる監視も実施している。

既に不法投棄がされている箇所については、放置しておくとならば不法投棄の増加につながる可能性があるため、地域住民・廃棄物関係事業者の参加のもと、不法投棄された廃棄物の撤去活動を行い、併せて不法投棄を防止するための啓発を行っている。

また、土砂採取跡地等への廃棄物の不法投棄等や野焼きの未然防止を図るため、廃棄物不法処理防止坂井ブロック連絡協議会の活動を充実強化し、警察署を含む他の行政機関や市および地域団体等との連携強化を図っている。

さらに、石川県との県境付近は山地であり人目につかないことから、廃棄物の不法投棄の起きやすい地帯であるため、石川県と相互に県境を越えてのパトロールを行っている。

(4) その他の監視指導

使用されなくなった廃PCB入りのコンデンサー等の保管施設に立入検査を実施し、保管状況の監視を行うとともに令和9年3月までにその処分を行わなければならないことから、早期の処分を行うよう指導している。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき、廃自動車の引取業者、解体業者、フロン類の回収業者の施設の立入検査を実施している。

## 2.1 公害防止

本県では、平成30年3月に環境政策の指針である「福井県環境基本計画」を見直し、「ふるさとの美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」を基本目標に掲げ、5つの重点プロジェクト（「タイムスケープ研究・活用プロジェクト」、「自然活用推進プロジェクト」、「未来を守るストップ温暖化プロジェクト」、「企業等による地域貢献プロジェクト」、「美しいふるさと景観づくりプロジェクト」）

トJ)を立て、特に力点を置いて進めるべき施策を提示している。

当センターとしても、この計画に基づき住民の生活の質の維持・向上を図るため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、各環境関連法令に基づく届出施設等の立入検査や監視等を行い、日常生活および事業活動における環境の保全や化学物質の適正管理を指導している。

<公害関係法令施設>

(R4.3.31現在)

公害関係工場・事業場		数
水質汚濁防止法対象工場・事業場		416
大気汚染防止法対象工場・事業場(ばい煙発生施設)		132
同上	(特定粉じん発生施設)	0
同上	(揮発性有機化合物排出施設)	4
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場		11
フロン排出抑制法対象登録事業所(第一種フロン類充填回収業者)		56
公害防止管理者選任工場・事業場		29
福井県公害防止条例	特定工場	6
	特定施設設置工場・事業場	21
	公害防止管理責任者選任工場・事業場	90

(1) 水環境の保全

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法や福井県公害防止条例に基づき、工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、河川等における魚類のへい死や油流出事故等の水質異常時において、必要な調査を実施している。

(2) 大気環境の保全

大気環境を保全するため、大気汚染防止法や福井県公害防止条例に基づき、ボイラーや焼却炉等のばい煙発生施設、溶剤の乾燥施設等の揮発性有機化合物排出施設等を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、アスベスト(石綿)が使用されている建築物の解体、改造または補修等の作業に際して立入検査を行い、アスベストの飛散・漏洩防止のために必要な措置を指導している。

(3) ダイオキシン類の排出抑制と関連施設の監視

ダイオキシン類による環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、特定施設周辺等の環境の状況を把握するため、大気、河川の水質、河川の底質(川底の泥)、公園等の土壌について、調査を実施している。

<令和3年度における公害関係法に基づく工場・事業場の検査数>

調査対象	区分	調査数
水質汚濁防止法	排水の水質検査	11施設
大気汚染防止法	排出ガスのばい煙検査	4施設
大気汚染防止法	排出ガスの揮発性有機化合物検査	1施設
	特定粉じん排出等作業におけるアスベスト検査	3施設

ダイオキシン類対策特別措置法	排出ガスのダイオキシン類検査	3 施設
	排出水のダイオキシン類検査	1 施設

<令和3年度におけるダイオキシン類の環境調査数>

区分	調査数	
大 気	2 地点	(年 4 回)
地 下 水	1 地点	(年 1 回)
土 壌	2 地点	(年 1 回)

(4) 地下水の汚染防止

地下水の汚染を早期発見するため、管内をいくつかの区域に分け、区域内の地下水の調査を実施している。

また、過去に汚染が見つかった地点について、継続的な監視を行っている。

(5) 土壌環境保全対策

改正土壌汚染対策法（平成 31 年 4 月 1 日施行）により、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の形質変更面積が変わったことに伴い、その周知と適切な届出指導を行っている。

また、水質汚濁防止法の有害物質を使用していた特定施設が廃止された時点等において、土壌汚染の有無の把握のため施設の立入検査を実施し、必要な指導を行っている。

土地の形質変更に伴う届出（35 件）を受理し、土壌汚染のおそれの有無等を確認している。

(6) フロン類の漏出防止対策

フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収業者への立入検査や監視等を行っている。

(7) 公害防止組織の整備の推進

工場等における公害を防止するための組織の整備を推進するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者、公害防止統括者等の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

また、福井県公害防止条例に基づき、公害防止管理責任者の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

(8) 公害苦情への対応

公害苦情の実態を把握し、公害苦情に対して的確に対応するため、公害苦情の件数や処理状況等を整理している。

<令和3年度公害苦情件数>

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計
1	1	0	3	0	0	0	0	0	5

### Ⅲ 資料

#### ● 協議会名簿

##### (1) 坂井健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条および福井県健康福祉センター運営協議会条例に基づき設置される協議会で、地域保健および保健所の運営に関する事項ならびに地域福祉および健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

R5.1.1 現在 (任期 R5.3.31 まで)

区分	氏名	役職名
市	森 之 嗣	あわら市長
	池 田 禎 孝	坂井市長
医療機関団体	金 定 基	坂井地区医師会長
学 校	岡 崎 良 子	坂井地区教育研究会養護部会部長
社会福祉関係団体	松 本 美 樹	坂井市社会福祉協議会理事
	伊 藤 幸 子	あわら市民生児童委員協議会連合会代表
事業所	山 野 修 一	坂井食品衛生協会会長
	尾 崎 司	介護保険事業者ネットワークさかい会長
学識経験者(住民)	窪 田 典 代	坂井食生活改善推進員連絡協議会長
	卯 目 ひ ろ み	あわら市連合婦人会長

##### (2) 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき保健所が設置する協議会で、県内 6 の保健所について 1 の協議会としている。

協議会では、感染症のまん延防止対応について、人権尊重の確保と適正な医療の実施の観点から、就業制限、入院措置・勧告および入院の延長の要否について審議する。

(任期 R3.4.1~R5.3.31)

所属	氏名	備考
汐見医院院長	汐 見 俊 一	医療に関する有識者

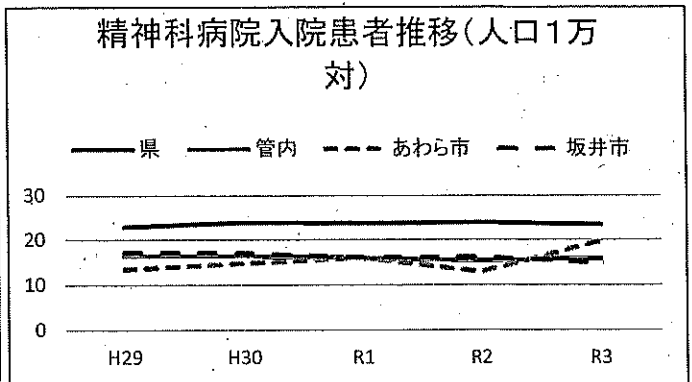


## 9 精神保健福祉

精神科病院入院患者推移（人口1万対）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	23.0 (1,784)	23.9 (1,848)	23.8 (1,827)	23.9 (1,816)	23.4 (1,771)
管内	16.4 (193)	16.5 (193)	16.0 (186)	15.4 (177)	15.9 (182)
あわら市	13.5 (38)	14.8 (41)	16.0 (44)	12.9 (35)	19.7 (53)
坂井市	17.3 (155)	17.1 (152)	16.1 (142)	16.2 (142)	14.8 (129)

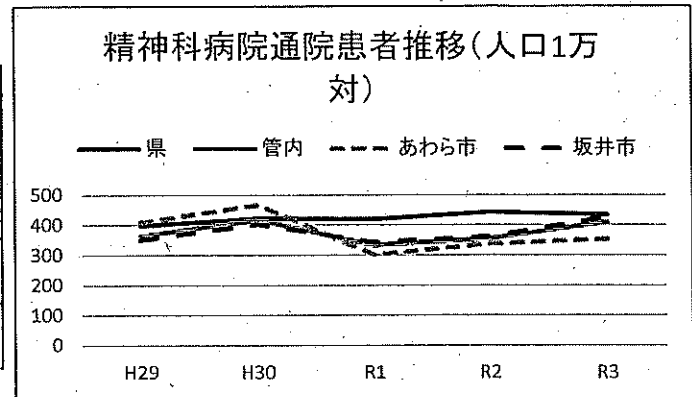
( ) は年度末3月末時点の実人数



精神科病院通院患者推移（人口1万対）

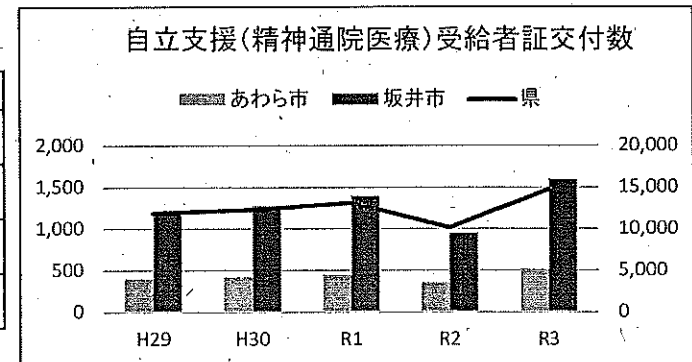
年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	397.1 (30,834)	423.3 (32,679)	419.0 (32,098)	443.3 (33,706)	434.6 (32,901)
管内	364.2 (4,286)	416.9 (4,872)	333.1 (3,866)	356.0 (4,096)	408.6 (4,670)
あわら市	408.6 (1,146)	466.4 (1,295)	301.5 (830)	336.8 (913)	353.4 (953)
坂井市	350.3 (3,140)	401.4 (3,577)	343.0 (3,036)	361.9 (3,183)	425.6 (3,717)

( ) は年度末3月1ヶ月間の実人数



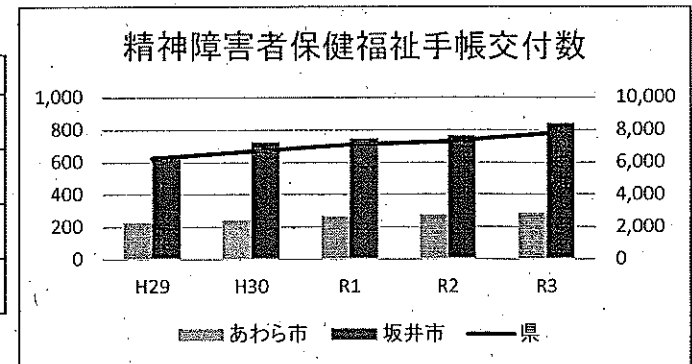
自立支援（精神通院医療）受給者証交付数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	11,878	12,307	13,099	10,168	14,769
管内	1,595	1,696	1,838	1,295	2,101
あわら市	400	419	442	349	509
坂井市	1,195	1,277	1,396	946	1,592



精神障害者保健福祉手帳交付数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
県	6,250	6,690	7,063	7,287	7,774
管内	869	963	1,009	1,038	1,125
あわら市	227	240	261	272	285
坂井市	642	723	748	766	840



※患者数・交付数：福井県障がい福祉課資料より

※人口：「福井県の人口と世帯（各年度3月1日現在）」より

### 【参考】

#### ○精神保健福祉法の成立(平成7年)

- ・法の目的に自立と社会参加の促進を明記
- ・精神障害者保健福祉手帳の創設
- ・市町村の役割の明記
- ・指定医制度の充実、入院告知義務の徹底
- ・公費負担医療の保険優先化

#### ○精神保健福祉法の一部改正(平成11年)

- ・精神保健指定医の役割強化
- ・精神障がい者の移送
- ・精神障がい者の保健福祉の充実
- ・精神障害者居宅生活支援事業を法定化(ホームヘルプサービス、ショートステイ)

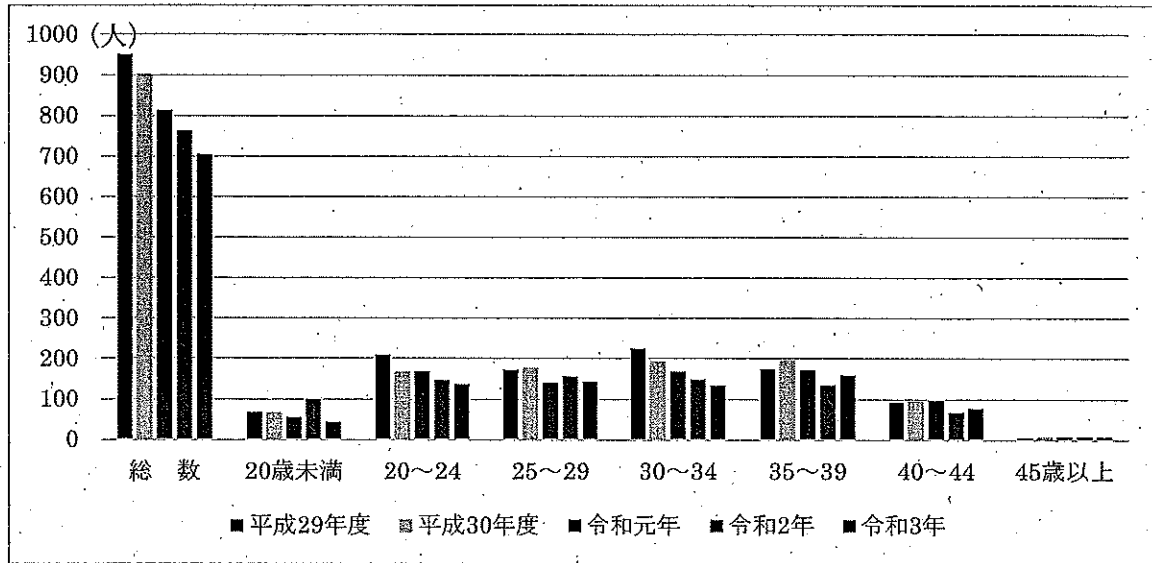
#### ○精神保健福祉法の一部改正(平成18年)

- ・障害者自立支援法施行に伴う通院公費、居宅生活支援事業、社会復帰施設が移行
- 精神保健福祉法の一部改正(平成26年)
- ・保護者制度の廃止
- ・医療保護入院の際の同意者の変更
- ・医療保護入院の方への退院支援の制度化

10 母子保健

(1) 人工妊娠中絶 (県)

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上	年齢不詳
平成29年度	951	69	210	173	226	175	93	5	0
平成30年度	901	66	167	177	194	195	95	7	0
令和元年度	813	55	170	141	169	173	97	8	0
令和2年度	762	100	147	156	149	134	68	8	0
令和3年度	704	44	137	144	134	160	78	7	0



(2) 先天性代謝異常等検査事業

(令和3年度)

項目	市別	管内計	検査結果	
			あわら市	坂井市
要精検数		1	0	1
検査結果	要治療	0	0	0
	経過観察	1	0	1
	異常なし	0	0	0

(3) 母子医療給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数

(令和4年3月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群異	骨系統疾患	脈管系疾患	計
管内計	19	10	6	16	22	4	6	4	4	2	12	9	1	1	0	116
あわら市	3	2	1	2	2	0	2	1	0	0	2	1	1	0	0	17
坂井市	16	8	5	14	20	4	4	3	4	2	10	8	0	1	0	99

## 1 2 栄養改善・健康増進

### (1) 特定給食施設等届出状況

(令和3年度)

	開始届	届出事項変更届	休止(廃止)届
件数	1	15	0

### (2) 特定給食施設等栄養士配置状況

(令和3年度)

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもい ない施設数
		施設数	管理 栄養士数	施設数	管理 栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学 校	13	14				1	1	16
	病 院	1	4	4	11	10			
	介護老人保健施設	2	3	2	3	4			
	介護医療院								
	老人福祉施設	3	7	5	13	11			1
	児童福祉施設	2	2	2	2	2	3	5	17
	社会福祉施設			1	1	1			
	事業所								
	その他			1	1	2			1
	計	21	30	15	31	30	4	6	35
その他の給食施設	学 校								5
	病 院			2	2	2			
	介護老人保健施設			1	1	1	1	2	1
	介護医療院								
	老人福祉施設	8	9	5	5	6	4	6	18
	児童福祉施設	2	2	2	2	2	5	5	11
	社会福祉施設			1	1	2	2	6	1
	事業所								
	寄宿舎								2
	その他	3	3	1	1	1	3	3	4
計	13	14	12	12	14	15	22	42	

※特定給食施設とは、特定多数人に対して、継続的に1回100食以上または1日に250食以上の給食を提供する施設をいう。

## (3) 食生活改善推進員状況

## ①活動方法別活動状況

(令和3年度)

市町名	会員数	活動方法						自己活動回数
		集会		対話・訪問		総計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
あわら市	21	64	1,601	52	426	116	2,027	339
坂井市	79	176	1,589	1,353	5,805	1,529	7,394	718
合計	100	240	3,190	1,405	6,231	1,645	9,421	1,057

## ②活動項目別活動状況

(令和3年度)

市町名	子どもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
あわら市	20	880	21	394	54	597	21	156	116	2,027
坂井市	500	1,661	235	577	728	4,118	66	1,038	1,529	7,394
合計	520	2,541	256	971	782	4,715	87	1,194	1,645	9,421

## (4) 栄養士等免許申請状況

(令和3年度)

区分	件数	区分	件数
栄養士免許申請	5	管理栄養士免許申請	6
栄養士名簿訂正・免許証書換申請	4	管理栄養士名簿訂正・免許証書換申請	3
栄養士免許再交付申請	2	管理栄養士再交付申請	0

### 1.3 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度および訪問実施状況

(令和3年度)

番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
1	球脊髄性筋萎縮症					
2	筋萎縮性側索硬化症	7	2	5	4	10
3	脊髄性筋萎縮症	1	1			
4	原発性側索硬化症					
5	進行性核上性麻痺	18	3	15	1	3
6	パーキンソン病	152	35	117		
7	大脳皮質基底核変性症	4		4	1	1
8	ハンチントン病	1		1		
9	神経有棘赤血球症					
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	1	1		
11	重症筋無力症	24	6	18		
12	先天性筋無力症候群					
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	22	4	18		
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3		3		
15	封入体筋炎	1		1		
16	クロウ・深瀬症候群					
17	多系統萎縮症	14	3	11	3	6
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	36	3	33	1	1
19	ライソゾーム病	1		1		
20	副腎白質ジストロフィー					
21	ミトコンドリア病	3		3		
22	もやもや病	14	2	12		
23	プリオン病	1		1		
24	亜急性硬化性全脳炎					
25	進行性多巣性白質脳症					
26	HTLV-1関連脊髄症					
27	特発性基底核石灰化症					
28	全身性アミロイドーシス	7	2	5		
29	ウルリッヒ病					
30	遠位型ミオパチー					
31	ベスレムミオパチー					
32	自己食食空胞性ミオパチー					
33	シュワルツ・ヤンペル症候群					
34	神経線維腫症	6	2	4		
35	天疱瘡	6	3	3		
36	表皮水疱症					
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2		2		
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群					
39	中毒性表皮壊死症	2	1	1		
40	高安動脈炎	7	2	5		
41	巨細胞性動脈炎					
42	結節性多発動脈炎					
43	顕微鏡的多発血管炎	10	2	8		
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	1	2		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	1	3		
46	悪性関節リウマチ	5	2	3		
47	バージャー病	3	1	2		
48	原発性抗リン脂質抗体症候群					
49	全身性エリテマトーデス	54	14	40		
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	22	6	16		
51	全身性強皮症	33	8	25		
52	混合性結合組織病	15	5	10		
53	シェーグレン症候群	13	4	9		

番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
54	成人スチル病	8	1	7		
55	再発性多発軟骨炎	3	2	1		
56	ベーチェット病	18	4	14		
57	特発性拡張型心筋症	9	1	8		
58	肥大型心筋症	2	1	1		
59	拘束型心筋症					
60	再生不良性貧血	12	1	11		
61	自己免疫性溶血性貧血	2		2		
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症					
63	特発性血小板減少性紫斑病	22	6	16		
64	血栓性血小板減少性紫斑病					
65	原発性免疫不全症候群	2	2			
66	IgA腎症	12	2	10		
67	多発性嚢胞腎	12	7	5		
68	黄色靭帯骨化症	15	4	11		
69	後縦靭帯骨化症	48	16	32		
70	広範脊柱管狭窄症	9	4	5		
71	特発性大腿骨頭壊死症	13	3	10		
72	下垂体性ADH分泌異常症	3	2	1		
73	下垂体性TSH分泌亢進症					
74	下垂体性PRL分泌亢進症					
75	クッシング病	1		1		
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症					
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1		
78	下垂体前葉機能低下症	18	4	14	1	9
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					
80	甲状腺ホルモン不応症					
81	先天性副腎皮質酵素欠損症					
82	先天性副腎低形成症					
83	アジソン病					
84	サルコイドーシス	21	8	13		
85	特発性間質性肺炎	30	10	20		
86	肺動脈性肺高血圧症					
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症					
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2	3		
89	リンパ脈管筋腫症					
90	網膜色素変性症	20	10	10		
91	パッド・キアリ症候群					
92	特発性門脈圧亢進症					
93	原発性胆汁性胆管炎	15	4	11		
94	原発性硬化性胆管炎	1		1		
95	自己免疫性肝炎	6	1	5		
96	クローン病	40	9	31		
97	潰瘍性大腸炎	125	30	95		
98	好酸球性消化管疾患	1	1			
99	慢性特発性偽性腸閉塞症					
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症					
101	腸管神経節細胞僅少症					
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群					
103	CFC症候群					
104	コステロ症候群					
105	チャージ症候群					
106	クリオピリン関連周期熱症候群					
107	若年性特発性関節炎	1	1			
108	TNF受容体関連周期性症候群					
109	非典型型溶血性尿毒症症候群					
110	ブラウ症候群					

番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
111	先天性ミオパチー					
112	マリネスコ・シェーグレン症候群					
113	筋ジストロフィー	7	1	6	5	8
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群					
115	遺伝性周期性四肢麻痺					
116	アトピー性脊髄炎					
117	脊髄空洞症	1		1		
118	脊髄髄膜瘤					
119	アイザックス症候群					
120	遺伝性ジストニア					
121	神経フェリチン症					
122	脳表ヘモジデリン沈着症					
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症					
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症					
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症					
126	ペリー症候群					
127	前頭側頭葉変性症	1		1		
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎					
129	癲癇重積型(三相性)急性脳症	1		1		
130	先天性無痛無汗症					
131	アレキサンダー病	1		1		
132	先天性核上性球麻痺					
133	メビウス症候群					
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群					
135	アイカルディ症候群					
136	片側巨脳症					
137	限局性皮質異形成					
138	神経細胞移動異常症					
139	先天性大脳白質形成不全症					
140	ドラベ症候群					
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん					
142	ミオクロニー欠伸てんかん					
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん					
144	レノックス・ガストー症候群	1		1		
145	ウエスト症候群					
146	大田原症候群					
147	早期ミオクロニー脳症					
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん					
149	片側癲癇・片麻痺・てんかん症候群					
150	環状20番染色体症候群					
151	ラスムッセン脳炎					
152	PCDH19関連症候群					
153	難治顔回部分発作重積型急性脳炎					
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症					
155	ランドウ・クレフナー症候群					
156	レット症候群					
157	スタージ・ウェーバー症候群					
158	結節性硬化症	1		1		
159	色素性乾皮症					
160	先天性魚鱗癬					
161	家族性良性慢性天疱瘡					
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	5		5		
163	特発性後天性全身性無汗症					
164	眼皮膚白皮症					
165	肥厚性皮膚骨膜症					
166	弾性線維性仮性黄色腫					
167	マルファン症候群	1		1		
168	エーラス・ダンロス症候群					
169	メンクス病					

番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
170	オクシピタル・ホーン症候群					
171	ウィルソン病					
172	低ホスファターゼ症					
173	VATER症候群					
174	那須・ハコラ病					
175	ウィーバー症候群					
176	コフィン・ローリー症候群					
177	ジュベール症候群関連疾患					
178	モワット・ウィルソン症候群					
179	ウィリアムズ症候群					
180	ATR-X症候群					
181	クルーゾン症候群					
182	アペール症候群					
183	ファイファー症候群					
184	アントレー・ピクスラー症候群					
185	コフィン・シリズ症候群					
186	ロスムンド・トムソン症候群					
187	歌舞伎症候群					
188	多脾症候群					
189	無脾症候群					
190	鯛耳腎症候群					
191	ウェルナー症候群					
192	コケイン症候群					
193	ブラダー・ウィリ症候群					
194	ソトス症候群					
195	ヌーナン症候群					
196	ヤング・シンブソン症候群					
197	1p36欠失症候群					
198	4p欠失症候群					
199	5p欠失症候群					
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群					
201	アンジェルマン症候群					
202	スミス・マギニス症候群					
203	22q11.2欠失症候群					
204	エマヌエル症候群					
205	脆弱X症候群関連疾患					
206	脆弱X症候群					
207	総動脈幹遺残症					
208	修正大血管転位症					
209	完全大血管転位症					
210	単心室症	1	1			
211	左心低形成症候群					
212	三尖弁閉鎖症					
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症					
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症					
215	ファロー四徴症					
216	両大血管右室起始症					
217	エプスタイン病					
218	アルポート症候群	1	1			
219	ギャロウェイ・モワット症候群					
220	急速進行性糸球体腎炎					
221	抗糸球体基底膜腎炎					
222	一次性ネフローゼ症候群	14	5	9		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎					
224	紫斑病性腎炎	3		3		
225	先天性腎性尿崩症					
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1		1		
227	オスラー病					
228	閉塞性細気管支炎					
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)					
230	肺胞低換気症候群					
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症					
232	カーニー複合					



番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
233	ウォルフラム症候群					
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)					
235	副甲状腺機能低下症					
236	偽性副甲状腺機能低下症					
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症					
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症					
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症					
240	フェニルケトン尿症					
241	高チロシン血症1型					
242	高チロシン血症2型					
243	高チロシン血症3型					
244	メープルシロップ尿症					
245	プロピオン酸血症					
246	メチルマロン酸血症					
247	イソ吉草酸血症					
248	グルコーストランスポーター1欠損症					
249	グルタル酸血症1型					
250	グルタル酸血症2型					
251	尿素サイクル異常症					
252	リジン尿性蛋白不耐症					
253	先天性葉酸吸収不全					
254	ポルフィリン症	1		1		
255	複合カルボキシラーゼ欠損症					
256	筋型糖原病					
257	肝型糖原病					
258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症					
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症					
260	シトステロール血症					
261	タンジール病					
262	原発性高カイロミクロン血症					
263	脳腫黄色腫症					
264	無βリポタンパク血症					
265	脂肪萎縮症					
266	家族性地中海熱	1		1		
267	高IgD症候群	1			1	
268	中條・西村症候群					
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群					
270	慢性再発性多発性骨髄炎					
271	強直性脊椎炎	3		1		2
272	進行性骨化性線維異形成症					
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症					
274	骨形成不全症	2				2
275	タナトフォリック骨異形成症					
276	軟骨無形成症					
277	リンパ管腫症/ゴーム病					
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)					
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)					
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)					
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群					
282	先天性赤血球形成異常性貧血					
283	後天性赤芽球癆	1			1	
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血					
285	ファンコニ貧血					
286	遺伝性鉄芽球性貧血					
287	エプスタイン症候群					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症					
289	クロンカイト・カナダ症候群	1			1	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症					

番号	疾患名	R4.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)					
292	総排泄腔外反症					
293	総排泄腔遺残					
294	先天性横隔膜ヘルニア					
295	乳幼児肝巨大血管腫					
296	胆道閉鎖症					
297	アラジール症候群					
298	遺伝性膵炎					
299	嚢胞性線維症					
300	IgG4関連疾患	5	1	4		
301	黄斑ジストロフィー					
302	レーベル遺伝性視神経症					
303	アッシュヤー症候群					
304	若年発症型両側性感音難聴					
305	遅発性内リンパ水腫					
306	好酸球性副鼻腔炎	11		11		
307	カナバン病					
308	進行性白質脳症					
309	進行性ミオクローヌステんかん					
310	先天異常症候群					
311	先天性三尖弁狭窄症					
312	先天性僧帽弁狭窄症					
313	先天性肺静脈狭窄症					
314	左肺動脈右肺動脈起始症					
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/L MX1B関連腎症					
316	カルニチン回路異常症					
317	三頭酵素欠損症					
318	シトリン欠損症					
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症					
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシ トール(GPI)欠損症					
321	非ケト-シス型高グリシン血症					
322	β-ケトチオラーゼ欠損症					
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症					
324	メチルグルタコン酸尿症					
325	遺伝性自己炎症疾患					
326	大理石骨病					
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるもの に限る。)					
328	前眼部形成異常					
329	無虹彩症					
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症					
331	特発性多中心性キャッスルマン病	2	1	1		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー					
333	ハッチン・ギルフォード症候群					
334	脳クレアチニン欠乏症					
335	ネフロシス					
336	家族性βリポタンパク血症1(ホモ結合体)					
337	ホモシスチン尿症					
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症					
	計	1,039	264	775	16	38

15-2 結核予防

(1) 結核健康診断実施状況

(令和3年度)

実施義務者	事業者	学校長	施設の長	市長	再掲	
					あわらし	坂井市
対象者数	4,849	783	1,293	35,245	9,321	25,924
受診者数	4,761	781	1,122	4,186	2,007	2,179
受診率	98.2%	99.7%	80.8%	11.9%	21.5%	8.41%
結核のおそれがある者	0	0	0	0	0	8

(2) 結核登録患者の状況

①登録者数(受療状況・市別活動性分類)

(令和3.12.31現在)

	登録者総数	活動性結核							不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)
		総数	肺結核活動性					肺外結核活動性			
			総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性				
				総数	初回治療	再治療					
管内計	9	1	1				1		8		1
受療状況	入院中										
	外来治療	1	1	1			1				1
	治療なし	8							8		
	不明										
市別	あわらし	3	1	1			1		2		
	坂井市	6							6		1

②登録患者数(年齢別・男女別)

(令和3.12.31現在)

市	年齢	総数		0~19		20~29		30~39		40~49		50~59		60~69		70歳以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
	管内計	10	7	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	4	1
あわらし	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
坂井市	7	4	3	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1		

※潜在性結核感染症を含む

③年次別活動性全結核患者

(令和3.12.31現在)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	11,097	10,448	9,695	8,640	-
福井県	62	45	40	39	-
管内計	12	2	5	9	1
あわらし	0	1	0	4	1
坂井市	12	1	5	5	0

※令和3年全国・県の数については令和4年6月末現在集計中のため未確定。

④新登録患者数（年齢別階級別活動性分類）

（令和3年）

年齢	管内							
	活動性結核							潜在性結核感染症 （別掲）
	総数	肺結核活動性					肺外結核活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性 その他		
総数	初回治療		再治療					
0～4								
5～9								
10～14								1
15～19								
20～29								
30～39								
40～49								
50～59								
60～69	1						1	1
70～	2	2				2		
計	3	2				2	1	2

⑤公費負担状況

<法37条による診査状況(勧告入院患者)>

<法37条の2による診査状況(一般患者)>

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和元	1	1	0	0
令和2	2	2	0	0
令和3	1	1	0	0

区分年	申請件数	承認件数	保留件数	不承認件数
令和元	12	12	0	0
令和2	17	17	0	0
令和3	10	10	0	0

⑥訪問・相談状況

（令和3年）

	訪問指導	相談	
	延人員（実）	電話延人員	面接延人員
人員	37 (7)	60	13

※相談には結核患者・家族の他、関係者（接触者）を含む

16 食品衛生

ア) 許可を要する食品関係営業施設 (旧法に基づく)

(令和3年度)

業種	項目	3年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	2年度末 施設数
飲食店営業		907		21	115	110	1,198
菓子製造業		154			18	22	202
乳処							
特別牛乳搾取処理業							
乳製品製造業		1					1
集乳							
魚介類販売業		88		1	6	15	213
魚介類競り売り業		1				1	2
魚肉練り製品製造業		2					3
食品の冷凍又は冷蔵業		13		2		7	14
かん詰またはびん詰食品製造業		6			1	1	7
喫茶店営業		19			3	7	204
あん類製造業							1
アイスクリーム類製造業		37		5	8	12	44
食肉処		3					6
食肉販売業		38			1	6	167
食肉製品製造業							1
乳酸菌飲料製造業							
食用油脂製造業		1					1
マカリン又はショートニング製造業							
みそ製造業		6				4	7
しょうゆ製造業		2				2	2
ソース類製造業		3					3
酒類製造業		2			1	1	3
豆腐製造業		8			1	2	12
納豆製造業							
麺類製造業		9		1		2	11
そうざい製造業		86		1	1	13	101
添加物製造業		4					4
食品の放射線照射業							
清涼飲料水製造業		7			1	3	9
氷雪製造業							
管内計		1,397		31	156	208	2,442

イ) 許可を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和3年度)

業種	項目	3年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	2年度末 施設数
飲食店営業		280		282	2	261	—
調理の機能を有する自動販売機		1		1			—
食肉販売業		12		12		12	—
魚介類販売業		31		31		25	—
魚介類競り売り営業		1		1		1	—
集乳							—
乳処							—
特別牛乳搾取処理業							—
食肉処		3		3		3	—
食品の放射線照射業							—
菓子製造業		46		46		41	—
アイスクリーム類製造業		4		4		4	—
乳製品製造業							—
清涼飲料水製造業		1		1		1	—
食肉製品製造業		1		1		1	—
水産製品製造業		1		1			—
氷雪製造業							—
液卵製造業							—
食用油脂製造業							—
みそ又はしょうゆ製造業		1		1		1	—
酒類製造業							—
豆腐製造業		3		3		3	—
納豆製造業							—
麺類製造業		3		3		3	—
そうざい製造業		19		19		18	—

複合型そうざい製造業					—
冷凍食品製造業	3		3		3
複合型冷凍食品製造業					—
漬物製造業	2		2		1
密封包装食品製造業					—
食品の小分け業					—
添加物製造業					—
管内計	412		414	2	378

ウ) 届出を要する食品関係営業施設 (改正法に基づく)

(令和3年度)

業種	項目	3年度末 施設数	監視 実施数	2年度末 施設数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	91	1	—
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	116	1	—
	乳類販売業	228	4	—
	氷雪販売業	5		—
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	227		—
販売業	弁当販売業	1		—
	野菜果物販売業	15		—
	米穀類販売業	6		—
	通信販売・訪問販売による販売業			—
	コンビニエンスストア	46		—
	百貨店、総合スーパー	15		—
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	70	3	—
	その他の食料・飲料販売業	59		—
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1		—
	いわゆる健康食品の製造・加工業			—
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	3		—
	農産保存食料品製造・加工業	2		—
	調味料製造・加工業			—
	糖類製造・加工業			—
	精穀・製粉業	1		—
	製茶業	4		—
	海藻製造・加工業			—
	卵選別包装業	1		—
	その他の食料品製造・加工業	4		—
上記以外のもの	行	2		—
	集団給食施設	39		—
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	3		—
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			—
	その他	1		—
管内計	940	9	—	

1.8 動物愛護

(1) 立入検査数

(令和3年度)

第一種 動物取扱業	第二種 動物取扱業	特定動物
57	1	3

19 生活衛生

(1) 立入検査数

(令和3年度)

生活衛生 六法関係※	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	興行場	旅館等
	0	5	0	26	0	33
水道施設※	水道事業 (簡易水道 事業を除く。)	簡易水道 事業	水道用水 供給事業	専用水道	簡易専用 水道	その他の 水道
	0	0	0	0	0	0
その他の 施設※	温泉	特定建築物	遊泳用 プール			
	12	0	0			

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症発生のため立入の一部または全部を中止した。

(2) 温泉利用状況

(R4.3.31現在)

市町村名	温泉地名	源泉数 (A+B)	利用源泉数(A)		未利用源泉数(B)		温度別源泉数			湧出量 (ℓ/分)		宿泊施設数	収容定員	年度宿泊利用人員	温泉利用の公衆浴場施設	国民保養温泉地年度延滞泊利用人員	主たる泉質名
			自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上42℃未満	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴						
あわら市	芦原	74		39		35	8	13	18		1481.7	20	11,311	389,822	5		Na・Ca-Cl泉
	芦原東	2		1		1	1			122.0	1	265		7,000			温泉法別表に基づく温泉(F-)
	芦原西	1				1											
	北潟	1		1				1			71.2	1	140	8,408			Na・Ca-Cl泉
	細呂木	1				1											
	金津	2		1		1	1				250.0	1	44	500			Na・Ca-SO4泉
三国町	東尋坊	2		2				2			2	767	23,128			単純温泉	
坂井市	〃	2		2			1		1		93.0	17	825	9,144	1		Na・Ca-Cl泉
	〃	1		1					1			8	787	33,664	2		Na・Ca-Cl泉
丸岡町	山竹田	1		1			1					1	149	1,507			Ca-SO4泉
〃	八ヶ郷	1		1					1		77.0				2		Ca・Na-SO4泉
計		88	1	48	0	39	12	16	21	0	329	51	14,288	473,173	10	0	



## 20 廃棄物対策

### (1) 廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条関係）

(R4.3.31 現在)

政令7条施設			施設数
1号	汚泥の脱水施設	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
2号	汚泥の乾燥施設	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
3号	汚泥の焼却施設	5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
4号	廃油の油水分離施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号を除く。）	10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
5号	廃油の焼却施設（同上）	1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	1
6号	廃酸の中和施設	50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
	廃アルカリの中和施設	50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの	0
7号	廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	2
8号	廃プラスチック類の焼却施設（3,5号に掲げるものを除く。）	0.1 t /日を超えるもの	3
8-2号	木くずの破碎施設	5 t /日を超えるもの	6
	がれき類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	13
9号	汚泥のコンクリート固形化施設	—	0
10号	汚泥のばい焼施設	—	0
11号	汚泥に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃酸に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
12号	廃PCB等の焼却施設	—	0
12-2号	廃PCB等の分解施設	—	0
13号	PCB汚染物等の洗浄施設・分離施設	—	0
13-2号	産業廃棄物の焼却施設（3,5,8,12号に掲げるものを除く。）	200kg/時間を超えるもの	0
14号イ	遮断型最終処分場 [政令6条の四第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物]	—	0
ロ	安定型最終処分場	—	0
ハ	管理型最終処分場 [イ、ロ以外の産業廃棄物]	—	1
合 計			28

### (2) -① ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	222	全連続燃焼	H7.10.1

### (2) -② 粗大ごみ処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(t/日)	処理方式	稼働年月日
清掃センター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	90	回転	H7.10.1

## (2) -③ごみ最終処分場

施設名	設置者	設置場所	能力(m <sup>3</sup> )	使用開始年月日
最終処分場	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡・御簾尾・矢地地係	231,000	H11.4.1

## (2) -④し尿処理施設

施設名	設置者	設置場所	能力(kl/日)	処理方式	稼働年月日
さかいクリーンセンター	坂井地区広域連合	坂井市坂井町今井1-1	41	膜処理 高負荷 脱窒素	H23.3.31

## (3) 廃棄物関係施設等立入検査の年度推移

区分 年度	産業廃棄物関係		一般廃棄物関係			野外焼却 の中止等 不適正処 理に対す る指導③	浄化槽	計
	処理業 ①	処理施設 ②	ごみ 処 理 施 設	ごみ 最 終 処 分 場	し 尿 処 理 施 設			
24	153	93	1	0	0	147	4	398
25	103	73	1	0	0	106	0	283
26	131	110	0	0	0	56	4	301
27	71	55	0	0	0	69	5	200
28	70	58	0	0	0	72	25	225
29	68	65	1	0	0	60	5	199
30	76	60	1	0	0	67	7	211
令和元	78	44	1	0	1	52	0	176
2	41	22	1	0	0	92	0	156
3	21	16	0	1	0	68	0	106

## 2.1 公害防止

公害関係法令に基づく工場・事業場の立入検査数

(令和3年度)

水質汚濁防止法対象工場・事業場	25	
大気汚染防止法対象工場・事業場(ばい煙発生施設)	20	
同上(揮発性有機化合物排出施設)	2	
大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施場所	11	
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	4	
フロン排出抑制法対象登録事業所(第一種フロン類回収業者)	0	
福井県公害防止条例	特定工場	1
	特定施設設置工場・事業場	5

## 福井県坂井健康福祉センター

〒919-0632

福井県あわら市春宮 2 丁目 21 番 17 号

TEL (0776)73-0600 (代表) FAX (0776)73-0763

HP アドレス <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sakai-hwc/>

E-Mail [s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp](mailto:s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp)

